

平成25年9月愛荘町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成25年9月9日(月)午前9時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案趣旨説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 同意第 3号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 同意第 4号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 同意第 5号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 報告第 5号 平成24年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 9 議案第56号 愛荘町地下水保全条例の制定について
- 日程第10 議案第57号 愛荘町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第58号 愛荘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第59号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第60号 やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第61号 愛荘町公共下水道事業にかかる受益者の負担金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第62号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて
- 日程第16 議案第63号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議案第64号 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算

(第1号)

- 日程第18 議案第65号 平成25年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第19 議案第66号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第67号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第68号 平成24年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求める
ことについて
- 日程第22 議案第69号 平成24年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入
歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第23 議案第70号 平成24年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決
算の認定を求めることについて
- 日程第24 議案第71号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決
算の認定を求めることについて
- 日程第25 議案第72号 平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出
決算の認定を求めることについて
- 日程第26 議案第73号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定を求めることについて
- 日程第27 議案第74号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27

出席議員(16名)

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 伊谷正昭君 | 2番 嶋中まさ子君 |
| 3番 城貝増夫君 | 4番 高橋正夫君 |
| 5番 外川善正君 | 6番 徳田文治君 |
| 7番 村木嘉博君 | 8番 河村善一君 |

9番 西澤久仁雄君

11番 吉岡 忍ミ子君

13番 森 隆一君

15番 辰己 保君

10番 小杉和子君

12番 瀧 すみ江君

14番 竹中秀夫君

16番 本田秀樹君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	村西俊雄君	副 町 長	宇野一雄君
教 育 長	藤野智誠君	住 民 福 祉 主 監	西川都々子君
総 務 主 監	杉本幸雄君	管 理 主 監	北川孝司君
収 納 管 理 主 監	上林忠恭君	総 合 政 策 主 監	林 定信君
環 境 対 策 主 監	飯島滋夫君	教 育 次 長	小杉善範君
教 育 主 監	松藤美保子君	産 業 建 設 主 監	北川元洋君
教 育 振 興 課 長	青木清司君	総 務 課 長	中村治史君
福 祉 課 長	岡部得晴君	建 設 ・ 下 水 道 課 長	中村喜久夫君
人 権 政 策 課 長	本田康仁君	生 涯 学 習 課 長	山本隆男君
健 康 推 進 課 長	酒井紀子君	子 ども 支 援 課 長	川村節子君

事務局職員出席者

議会事務局長 徳田幸子 書 記 宮崎 淳

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（本田秀樹君） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。

季節も秋へと、朝晩めっきりと過ごしやすい季節になったかなと思っております。

また、本定例会におきましては、昨年度からクールビズということで地場産であります麻の着用にて本会議を進めてまいりたいと思っておりますので、皆さまのご協力をよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成25年9月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、本日、滋賀県立聴覚障害者福祉協会から傍聴席で手話通訳をされます。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

また、昼から一般質問においてびわ湖放送が撮影をされるということで許可をいたしましたので、皆さまのご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（本田秀樹君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（本田秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（本田秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、15番、辰己保君、1番、伊谷正昭君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（本田秀樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月26日までの18日間にしたい

と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月26日までの18日間に決定いたしました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（本田秀樹君） 日程第3、町長の提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） おはようございます。本日ここに、平成25年9月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にもかわりませず早朝よりご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

平素、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、大変長い間お待たせをいたしました。長年の悲願、夢にまで見た湖東三山スマートインターチェンジがいよいよ開通いたします。来月の10月21日（月）午後4時に、上下線同時にバーが上がります。地域の皆さんとともに心からお喜び申し上げたいと思います。

名神高速道路が昭和39年4月に開通以来、実に49年が経ちました。そして、彦根―八日市間21kmと、名神の中で一番間隔の長いこの区間にインターチェンジが何としてもほしいと、昭和50年に旧秦荘町でインターチェンジ設置促進協議会が結成され、以来、誘致運動が始まって38年もの歳月を要しました。

平成18年、私が合併なった愛荘町の町長を志しましたのも、地域の将来のため、子や孫のために、何としてもここにインターチェンジをつくることを使命として頑張りたいというのが初志でありました。今は感無量と言う以外に言葉がありません。今までインターチェンジ建設促進にご尽力をいただきましたすべての関係者と、今日まで支援いただきました町民の皆さんに、心からお礼を申し上げたいと存じます。これからは、このインターチェンジを活かして、地域の振興・発展につなげたいと存じます。本当にありがとうございました。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。人事案件

3件、報告案件1件、条例制定ならびに改正条例案件6件、規約の変更による議決案件1件、平成25年度愛荘町一般会計補正予算ならびに愛荘町土地取得造成事業特別会計の補正予算、国民健康保険事業特別会計補正予算、介護保険事業特別会計補正予算、下水道事業特別会計補正予算の5件であります。決算について認定を求めることにつきましては、平成24年度愛荘町一般会計歳入歳出決算ならびに各特別会計歳入歳出決算について7件、合わせて23案件をご提案させていただきました。

それでは、提案案件の概要を説明させていただきます。

まず、愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員3名の任期満了に伴い、愛荘町職員懲戒審査委員会規則の規定に基づき委員を選任するもので、地方自治法施行規定第17条5項の規定により同意を求めるものでございます。

次に報告案件については、平成24年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告についてであります。地方公共団体の健全化に関する法律に基づき報告するものでございます。

次に条例制定ならびに改正条例案件6件につきまして、説明をさせていただきます。

議案第56号 愛荘町地下水保全条例の制定につきましては、本町の地下水資源の汚染を防止し、良質で豊かな水量を確保することで将来にわたる町民の健康、生活環境の保全、秩序ある事業活動の促進等を目的とするための条例の制定につき議決をお願いするものであります。

次に議案第57号 愛荘町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の施行により、ふるさと寄付金税額控除の見直しによる改正を行うなど、所要の改正をお願いするものであります。

次に議案第58号 愛荘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第59号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例および議案第61号 愛荘町公共下水道事業にかかる受益者の負担金に関する条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも地方税法の一部を改正する法律等の施行により延滞金の割合等を見直しされたことから、所要の改正をお願いするものであります。

次に議案第60号 やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例の一部を改正する条例につきましては、検察庁との協議により、本条例の一部改正をお願いするものであります。

次に議案第62号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることにつきましては、本町が火葬業務について、彦根犬上広域行政組合に加入し、斎場紫雲苑を使用するにあたり、組合構成市町の共同処理事務および規約の変更を要するため、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第63号から議案第67号まで、平成25年度愛荘町一般会計補正予算ならびに特別会計の補正予算であります。議案第64号は土地取得造成事業特別会計補正予算、議案第65号 国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第66号 介護保険事業特別会計補正予算、議案第67号 下水道事業特別会計補正予算でございます。

まず、平成25年度愛荘町一般会計補正予算でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ7,264万5,000円を追加し、総額を87億8,070万7,000円にお願いするものであります。補正いたします主な事業につきましては、今年度、全国公庫で導入を予定いたしております地域おこし協力隊事業、香之庄地域で整備いたします自然観察の森事業、命のバトン事業、保育士等の処遇改善事業、子ども子育て支援システム開発事業、集落で実施いたします生ごみ処理機設置事業、アーチェリー備品の整備などでございます。

次に議案第64号 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ2,368万1,000円を追加し、総額を4,783万円にお願いするものであります。

次に議案第65号 平成25年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ775万7,000円を追加し、総額を17億8,955万7,000円にお願いするものであります。

次に議案第66号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1,091万9,000円を追加し、総額を12億8,187万7,000円にお願いするものであります。

次に議案第67号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算でございますが、県下水道公社の解散による清算金227万8,000円を収入するため、一般会計からの繰入金と同額減額補正するものであります。

次に、9月議会では毎年、前年度各会計の決算について審査・認定をいただくことになっておりますが、決算の概要につきまして説明をさせていただきます。

まず、平成24年度愛荘町一般会計歳入歳出決算についてでございます。決算額歳入89億3,064万円、歳出87億2,981万円となり、歳入から歳出を差し引いた差引額は2億84万円の黒字となりました。平成24年度は23年度と比べ大型の建設事業が減少したため、歳入歳出ともに対前年比14%前後縮小となりました。

町の借金であります地方債の年度末残高は、91億2,792万円となりました。繰上償還を実施することにより、できるだけ起債残高が減少するよう努力をしているところであります。このうち、後年度に地方交付税で70%が補てんされる合併特例債の残高は23億9,644万円となっております。

一方、財政調整基金など町の積立基金はこの年度末に余剰金4億8,748万円と、合併特例債を財源とした合併推進基金2億円を積み増し、年度末基金総額は42億3,982万円となりました。

法に定める財政健全化の指標におきましては、いずれの項目も概ね健全財政を維持できているものと認識いたしております。

次に、各特別会計歳入歳出決算であります。まず住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入歳出いずれも85万223円、新たな貸付はありませんが、借入者からの返済による元利収入だけが継続する形となっております。

次に、土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入2,850万2,420円、歳出2,849万9,486円、実質収支額2,934円となっております。この会計で有している年度末財産は、土地3万8,000㎡となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算であります。歳入総額17億8,927万1,147円、歳出総額17億4,477万1,209円、実質収支額4,449万9,938円となっております。23年度歳出決算額より7,098万4,466円の増額であります。24年度末における被保険者数は4,725人と、前年度よりは55人の減であります。

次に、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算であります。歳入総額1億4,221万176円、歳出総額1億4,195万2,064円、実質収支額25万8,112円であります。この会計は、被保険者からの医療保険料を広域連合へ納付をするものであります。23年度歳出と決算額に比し1,404万1,484円の増であります。被保険者は2,289人と、前年度より35人の増となっております。この後期高齢者の医療費にかかる被保険者の負担は概ね10%であります。国・県など公費負担分も含めて広域連合で支払った医療費は24年度決算で愛荘町分として18億7,000万円を給付したことになっ

ております。

次に介護保険事業特別会計歳入歳出決算であります。歳入総額 11 億 7,459 万 7,132 円、歳出総額 11 億 6,846 万 1,310 円、実質収支額 613 万 5,822 円であります。前年度歳出決算に比して 7,528 万 5,205 円の増であり、被保険者数は 4,232 人と、前年度より 150 人の増であります。

最後に下水道事業特別会計歳入歳出決算、歳入総額 11 億 9,540 万 7,532 円、歳出総額 11 億 8,676 万 3,579 円、実質収支額 864 万 3,953 円であります。前年度歳出決算額より 1 億 3,508 万 4,114 円の増であり、平成 24 年度末における下水道普及率は 99.1%、水洗化率は 87.2%となりました。起債の残高におきましては、前年度比 3 億 279 万円減の 108 億 9,314 万円であります。下水道につきましては、使用料が毎年増えておりまして、その使用料を返済に回しているところをごさいます。起債の残高が徐々に減ってきているという状況でございます。

以上、平成 25 年 9 月愛荘町議会定例会に提案をさせていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 日程第 4 一般質問を行います。順次発言を許します。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（本田秀樹君） 12 番、瀧 すみ江君。

[12 番 瀧 すみ江君登壇]

○12 番（瀧 すみ江君） 12 番、瀧 すみ江。一般質問を行います。

まず初めに、燃えないごみの収集について質問します。6 月議会に引き続いての質問となりますが、6 月議会では「燃えないごみの月 2 回収集」を求める私の質問に対して、環境対策主監が「経費増やごみ量の増大につながるから、燃えないごみの月 2 回収集を行わない」と答弁した後、再質問では「新たなごみ処理施設を 1 市 4 町で計画中である。今後そのようなことも考えられるかと思うので、その時点では協議を進めていきたい」と答弁しました。再質問で主監自らが言われたように、まだ場所も決まっていない新たなごみ処理施設のことを取り上げるのは、根拠のない曖昧な答弁と言わざるを得ません。

「経費増やごみ量の増大につながる」との答弁も何の具体的な根拠も示されておらず、到底納得できるものではありません。今回、「『経費増』とは、金額にしてどのぐらいの量が見込まれるのか」、「『ごみ量の増大』とは、数字にしてどのぐらいの量が見込まれるのか」について、答弁を求めます。

ごみの収集回数の拡大は住民サービスですから、「町民が便利になった、暮らしやすくなったと実感できる」ことに税金を使うのが行政の仕事と考えます。月1回収集では、収集日に都合が悪くて出せない場合、2か月に1回の収集になってしまうのです。この不便さの解消をするために、6月議会に引き続き「燃えないごみの収集を月2回に拡大すること」を求めますが、答弁を求めます。

次に、障がい児の日中一時支援について質問します。愛荘町の学校に通う障がい児の長期休暇の日中一時支援については、彦根市・豊郷町で受け入れを行っています。今のところ愛荘町内には受け入れ施設はありませんが、今後の展望として「町内で学齢期の障がい児の日中一時支援を行うこと」についての町としての考え方を求めます。

最後に、介護保険について質問します。安倍政権は8月21日、公的介護・医療・年金・保育の諸制度を大改悪していく手順を定めた「プログラム法案」の骨子を閣議決定しました。社会保障制度改革国民会議の最終報告書を受け、介護については2014年に法案を提出する日程を盛り込み、2015年度を目途に実施するとしました。

法案骨子は、介護では「要支援者を保険給付からはずす」「一定以上の所得者の利用料を引き上げる」「施設から要介護1・2の人を締め出す」「施設の居住費と食費を軽減する、補給給付を縮小する」という大改悪を列挙しています。安心できる老後を支える介護の基盤を掘り崩す大改悪は許されません。

安倍政権の社会保障大改悪方針の大本は、昨年8月の国会で自民・公明・民主3党が強行した消費税増税と社会保障破壊の「一体改悪」の関連法です。関連法の1つ、社会保障制度改革推進法は、社会保障の基本原則を「自己責任」とし、介護保険では「サービスの適正化・効率化・重点化」を強く求めました。高齢者人口が増えるに従って増加が見込まれる介護サービス利用を、無理やり抑え込む姿勢を鮮明にしたものです。介護が必要と認定された人たちにサービスを提供しないのは、国の責任放棄です。サービスを受ける権利を奪うことは、介護保険への国民の不信を強め、存立そのものを揺るがすこととなります。

このプログラム法案が実施されるならば、「要支援」の認定を受けた人たちを介護保

険のサービスから締め出すこととなります。「要支援」と認定された人たちは「軽度」と言われていますが、身体や精神の障がいのため日常生活に支障があり、支援がなければ「要介護」になる恐れがある人たちです。掃除や洗濯・買い物などの援助がないと生活が成り立たない一人暮らしの高齢者がたくさんいます。認知症の人たちもいます。「要支援」の介護はずしは、そうした人たちの生きる権利を奪いかねません。「要支援」の介護サービスを受けることで、介護度が進むことを防いでいる高齢者も少なくありません。「要支援」の介護はずしは、高齢者の重症化をさらに進行させます。それによって介護保険財政を圧迫する危険すらあります。

「要支援者を介護保険給付からはずすこと」が実施された場合、国の悪政の防波堤になるために「要支援者のサービスを低下させない町の独自施策を実施すること」が求められますが、これについてどう考えるのか、また、どのような体制づくりが必要と考えるのか、答弁を求めて終わります。

○議長（本田秀樹君） 住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川都々子君登壇〕

○住民福祉主監（西川都々子君） 瀧議員のご質問のうち「介護保険について」、お答えいたします。

段階の世帯が75歳以上になる2025年にはますます高齢化が進み、認知症高齢者や高齢者単独世帯、高齢者のみの世帯の増加が見込まれます。介護保険制度では、それぞれの地域の実情に合った地域包括ケアシステムの構築が最大の課題となっています。また、「認知症施策推進5か年計画」が策定され、今後の認知症施策の方向性が示されました。

今回の社会保障制度改革における介護保険制度の見直しでは、地域包括ケアシステムの構築・推進に向けて、第6期以降の介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置づけ、在宅医療・介護連携の強化、地域ケアの推進、ケアマネジメントの見直し、総合的な認知症施策の推進・生活支援・介護予防の基盤整備等の必要性が提起されています。

中でも、介護保険制度を今後も継続維持していくため、要支援者に対する介護予防給付については、市町村が地域の実情に応じ、受け皿を確保しながら新たな地域支援事業（地域包括推進事業（仮称））に段階的に移行させていくべきとされています。

愛荘町における要支援者の認定者数は、平成25年4月現在、要支援1の方が35

人、要支援2の方が92人、合計127の方が認定を受けておられ、そのうちサービス利用者は、要支援1の方が19人、要支援2の方が67人、合計86人で介護予防サービスを利用されており、地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを実施している状況でございます。

ご質問の「要支援者のサービスを低下させない町独自施策を実施することと、どのような体制づくりが必要と考えるのか」については、今後、国が示す具体的な方向性を検証し対応していきたいとは考えていますが、住民主体の取り組みや基盤づくり、地域づくりが重要になってくると思われまます。

既存の介護サービス事業者の活用や、一般施策で実施している地域見守り推進事業・生きがいデイサービス事業や、集落で行われているサロン等の拡充や地域支援を活用した新規事業の検討も考慮しながら、独自性のある体制づくりに取り組み、要支援者に総合的なサービス提供ができればと考えております。

また、認知症施策推進5か年計画における認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成も必要であり、来年度中には実態調査を行い、課題把握に努めていきたいと考えております。

いずれにおいても、国の動向を注視する必要がある、特に改正内容を審議されている社会保障審議会介護保険部会における議論を早期に情報収集するなど努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 環境対策主監。

〔環境対策主監 飯島滋夫君登壇〕

○環境対策主監（飯島滋夫君） それでは、瀧議員のご質問の1点目の「経費増」および「ごみ量の増大」について、答弁いたします。

愛荘町では、総合計画の「安全・安心・やすらぎ環境のまちづくり」の「循環型社会の構築」や環境基本計画の「重点プロジェクト」の「めぐるまちプロジェクト」において、リデュース・リユース・リサイクルの3Rの取り組みを推進し、ごみの差削減を図るための取り組みを進めているところでございます。

ご質問の「ごみ量の増大」につきましては、平成17年当時に燃やすごみが週1回から2回の収集に移行したとき、ごみの収集量は約7%増加しております。

そうしたことから、平成24年度の燃えないごみの収集量は136tであり、2回収集になることで同程度に増加すると約9.5tの増加が見込まれます。

次に「経費増」についてですが、収集回数の増に伴う収集運搬に係る経費およびごみの量の増加に伴う処理経費として、約 400～500 万円の増額と考えております。

2点目の「燃えないごみの収集を月2回にすることについて」ですが、先に答弁いたしましたように、ごみの増加や経費の増が見込まれることから、6月議会でも答弁させていただきましたように月2回の収集は考えておりませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、冒頭申し上げましたように町では3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進しており、ごみの分別にご協力いただき、少しでもごみの減量やごみの再資源化をお願いし、ごみの処理に係る経費の削減を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどをお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 福祉課長。

〔福祉課長 岡部得晴君登壇〕

○福祉課長（岡部得晴君） 瀧議員のご質問の「障がい児の日中一時支援について」お答えいたします。

現在、長期休暇や放課後等で日中一時支援事業として利用できる事業所は、彦根市に8事業所、豊郷町・東近江市・長浜市に各1事業所の計11事業所と事業委託契約を行い、事業を実施いただいています。

本事業を利用される場合は、町に申請を行い登録していただく必要があり、障がい児における登録件数は年々増加傾向にあります。特に長期休暇中の利用頻度は多く、ひとりの方が2～3事業所を掛け持ちで利用されているケースも見受けられます。

ご質問の「町内で学齢期の障がい児の日中一時支援を行うこと」については、身近でサービスを利用できることは本人や保護者の送迎負担の軽減などから、安心して利用できる利点もあり、喫緊の課題と認識しております。

身近に利用できる事業所については、障がいの特性を十分に理解していただいていることを念頭に置きながら、町内の法人や団体などに一部働きかけを行っておりますが、今後も引き続き機会あるごとに働きかけてまいります。

なお、湖東圏域においても事業所不足の状態は同様であるため、身近で利用できる事業所が増加するように、1市4町の関係者により構成している障がい者自立支援協議会においても緊急の課題として取り上げて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（本田秀樹君） 12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。再質問を行います。質問と答弁と順序が異なっておりましたが、答弁の順番にさせていただきたいと思えます。

まず、介護保険について再質問をさせていただきます。答弁の中でもありましたように、最後の方ですけれども、介護保険の改正内容を審議されている社会保障審議会介護保険部会における議論を早期に情報収集したいというふうに答弁いただいておりますが、社会保障審議会介護保険部会のことで先日、新聞報道がありましたので、そこから発言させていただきます。

9月4日ですけれども、厚生労働省は、介護保険で要支援と認定された高齢者に対する保険給付を廃止し、市町村に任される新しい地域支援事業に丸投げする方針を明示しました。これは、先ほど答弁でも言われておりました社会保障審議会の介護保険部会で提案したものです。150万人にのぼる要支援者全体を保険給付の対象外にしてしまう、介護保険制度の大改悪です。先ほども申し上げましたとおりです。

同部会で取りまとめを経て、これが11月27日予定とされております。来年の通常国会に法案を提出する計画であることは、先ほども申し上げました。要支援者が受けられる現行の保険給付は、サービスの種類・内容、運営基準・人員基準、利用料が全国一律で決まっております。しかし、新しい地域支援事業では、内容は市町村の裁量任せで、人員・運営基準もなしとなり、サービスはばらばらとなってしまいます。新しい地域支援事業の担い手については、ボランティア、NPO、民間企業などを活用するということです。退職後の高齢者を生活支援の担い手として想定し、高齢者が中心となった地域の支え合いを構築すると強調するなど、サービス提供体制も危うい内容です。

新しい地域支援事業への移行は、一定程度時間をかけて行うとしました。また、移行の理由について同省は、中長期的に介護保険料の上昇が見込まれることをあげ、市町村における効率的な事業の実施により、制度全体の効率化を図ると明記しました。

このようなことは、要支援者に対して一定水準のサービスを保障する国の責任を投げ捨て、市町村に丸投げすることによりサービスの水準を切り下げて介護費用を削減する狙いであることは明らかです。

先ほども数字が出されておりましたけれども、要支援者の数がこちらの答弁の方では平成25年4月現在でサービスを利用されている方が86人とされておりました

が、私、担当課で先日お聞きしましたが、8月では93人の要支援の方がサービスを利用されていると。4月の時点より7名ほど増加しているということが言えます。

利用されているサービスの内容ですけれども、訪問や通所の介護、訪問看護、また訪問や通所のリハビリテーション、小規模多機能型委託介護施設などを利用されているそうです。これらのサービスから変わらず利用できるよという思いは、行政も同じだと私は考えます。先ほどの社会保障審議会介護保険部会で提案されたように、サロンのものとか地域で行われるボランティアの方が支援していただく、そういうものももちろん必要で、全体の高齢者の方にとって、要支援の方も含めて必要であるとは思いますが、やはり今の介護サービスがあってこそそのそういう支援だと思われまので、基礎的な、基本的な、今受けている介護保険のサービスがなくなれば、本当に大変な状況になるということを考えます。

それで、第6期介護保険計画の策定のため、来月10月から介護保険策定委員会の協議が始まります。そこで十分にそのようなことを協議していただくことを求めたいと思います。

今行われている第5期計画の策定委員会では、委員の何人かで作業部会をつくり、策定委員会の準備として作業部会を行い、策定委員会が充実しました。その中でコンサルを上手に利用するという意見や、コンサル任せにしない取り組みがなされるという委員の方々の努力が見られました。私は第5期策定委員会や介護保険運営協議会などを随時機会あるごとに傍聴してきましたが、委員の方々の積極的な意見・質問また取り組みに、事務局である行政が十分についていけないのではないかと、納得できる答えができていないことがあったのではないかと感じているところです。

もちろん、まだ具体的な法律が来年になるということで、成立していないといっても、このように介護保険制度の題名が明示されている中では、来月から始まる第6期会議保険策定委員会ではより綿密な協議が必要になってきますし、委員の方々の取り組みは充実してくるだろうと考えます。資料をまとめ提案など、その都度的確に出せる事務能力が必要ですし、それができてこそ十分な協議ができ、要支援者を救える施策・体制づくりが生まれるものと考えます。逆に行政の事務能力を充実させないと、第6期計画は立てられません。事務局の充実についての見解を求めます。また、コンサルに丸投げすることなく町側が主導権を持ち、コンサルと手を携えて、愛荘町に適した第6期計画を策定することを求めますが、答弁をお願いします。

もう1点は、包括介護支援センターのことです。包括介護支援センターの協議会も傍聴させていただきましたけれども、その仕事は地域支援事業、介護予防、ケアマネジメント業務、総合相談と支援事業、権利擁護業務、総括的・継続的ケアマネジメント支援業務というのがありまして、具体的な仕事は15項目に及びます。要支援者の方が介護保険でサービスが受けられなくなれば、その受け皿づくりは包括介護支援センターが担うことになり、仕事も一層多くなることが予想されます。

今年は人員の補充をされました。昨年よりいい状況になったとは思いますが、やはりこのような状況を鑑み、さらなる人員増と組織づくりが必要なるものと考えますし、仕事をスムーズにこなしていく工夫も必要です。ですから、包括介護支援センターの充実についてのお考えを求めますので、答弁をお願いしたいと思います。

次に、燃えないごみの収集について再質問をさせていただきます。先ほどの答弁では、ごみの増大については17年当時に燃やすごみが週1回から2回収集に移行したとき、ごみの収集量は約7%増加しているの、燃えないごみもその程度に増加するということ言われているわけですが、燃えないごみが週1回から2回に移行したとき、その原因が収集回数の、ごみ収集が約7%増加しているという原因が、ごみ収集が増加したということが原因なのかどうかということです。もちろん、我がまちは新興住宅がたくさんでき、人口も増加しています。人口が増加すればごみの量も増加するのは当然のことであり、人口の増加面、このようなことは考慮に入れておられたのかどうかということについて答弁をお願いしたいと思います。

6月の一般質問の再質問でも言わせていただきましたけれども、収集回数が増えたから増加するということは、いたずらにごみを増やすということがないので、私はそのようなことはないと考えています。そういうことで、やはり人口増がこの時代あったのではないかというようなことを考えます。そのようなことについてお願いします。

経費増のところですが、500万円の増額となるということをおっしゃっています。私も自分なりにこの間、担当課に伺いまして、委託料なりそういうことを具体的にお聞きしました。私も自分なりに計算してみたのですが、本当に400~500万円ぐらいの増、それは当たっていると思います。私も計算した結果、そのようなことになりました。

そういうことで当たっているのですけれども、この500万円の増が、ごみ収集が拡大できない理由と考えられるかどうかということです。500万円と言えば、1件の家

では大きい金額ですけれども、町の財政規模から言えばできない金額ではない、このように考えます。平成24年度の決算、今議会で審議されますけれども、その中で資料から見ると、町は財政調整基金残高を15億3,491万4,000円とされております。財政調整基金は私の記憶するところでは取り崩しというものはそんなになくて、また、取り崩すという予算を立てても、最後になってまた繰り戻すということに、最後の決算のところの補正で繰り戻す、そこに戻してしまう、そういうようなことで積み増しされてきたものと思いますし、この15億3,491万円ですから、その財政規模からみれば500万円の増額ということは可能なものと思われまます。私は財政の問題ではないということは言えると思います。

愛荘町は、燃えないごみの処理が愛知郡広域行政組合に属しています。確かに同じ広域に属している旧愛東町・旧湖東町も燃えないごみ収集は、愛荘町と同じ月1回です。そういう意味で言えば、足並みを揃えて月1回ということをはよっとしたら考えておられるのかも知れませんが、しかし、6月議会でも豊郷町・多賀町は月2回ということをおっしゃっていただきました。その中の答弁で、私は今回は質問では触れていませんけれども、出すものが異なっているから、愛荘町と燃えないごみの種類が異なっているところがあるのでということをおっしゃっていただきました。しかし、同じ中山処理場に搬入している甲良町、これは月1回収集です。ですから、豊郷町と多賀町が月2回収集で甲良町が月1回ということは、その答弁からしても矛盾していると思いますが、これがやはりそれぞれの自治体の施策が尊重されていると思うわけです。ですから、こういうことも愛知郡広域行政組合の属しているところが同じところだから、同じようにしなければいけないということも理由にはならないと考えます。

そういうことで、やはり行政もそうですけれども、私たち議員もそうですけれども、その基本とするところは町民本位のまちづくりです。このようなことから、町民に喜ばれる暮らしやすいまちづくりを進めるために、燃えないごみの収集回数、月2回にできない理由は、私は今ほど言いましたようにどこにもないと考えますので、実施に向けて検討していただくことを求めますけれども、答弁をお願いしたいと思います。これで再質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 住民福祉主監。

○住民福祉主監（西川都々子君） 介護保険の関係の再質問について、お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃっていただきましたように、9月4日の国の方の審議会におきまして、介護保険の要支援1～2向けの予防給付を廃止し、市町村が実施する地域支援事業の方に3年かけて移行するというような内容でこれから検討されるというふうになってございますが、今まで要支援の方については掃除とか入浴介助とかリハビリ支援などでサービスを受けておられた、その担い手を今後におきましてはボランティアとかNPO、そして介護保険事業者等々で担っていくということで、それ自体が市町村の地域支援事業になるということでございますし、そのサービスの内容や価格、給付作業等の財源については、今のところ従来どおり介護保険制度の方から担うというような情報を得ております。

10月から始まります策定委員会におきましても、これらを十分情報を収集しながら、愛荘町の方についても十分要支援の方にご迷惑がかからないような制度にもっていけるように、十分検討をしてみたいと思います。

それから、介護保険の方の事務局の充実でございますが、今後におきましては的確な情報を委員さん等にも提供できるようにいたしまして、指導をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

包括支援の方の人員の関係については、総務主監の方からお答えいたします。以上です。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（杉本幸雄君） 地域包括支援センターの充実についての再質問にお答えをしたいと思います。

平成25年度に地域包括のスタッフについて、一定の充実を図らせていただきました。町職員全体の限られた人数の中ではありますが、特に力を入れて人数を配分をしているところであります。

なお、26年度の職員採用に向けて現在取り組んでいるところでございますが、社会福祉士1名、ケアマネ1名ということで進めているところでございます。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 環境対策主監。

○環境対策主監（飯島滋夫君） 瀧議員の「収集回数が増について」の再質問についてお答えをします。

回数増に伴いまして量が増えるということで、人口増はどう思っているのかという

ことをございますけれども、確かに人口が増えることによってごみの量も増えてくると思います。しかし、最近、愛荘町は特に人口がたくさん増えていますが、ごみの量については大きくは増えてはきておりません。若干は増えておりますけれども、人口増が大きく起因しているようには思われなと思います。そういうことから、先ほども増加分については、その分も含めてはおりますけれども、全体的には回数の増ではないかなというように思っています。

次に、経費の件でございますけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたように、町では経費節減をはかる意味での3Rの推進をますます進めていって、ごみの量を減らしたいというように思っております。約400～500万円の増にはなるという試算をしましたけれども、そのような金額が負担しなくてもいけるようなごみの削減または再資源化を進めていきたいというように思っています。

それと、犬上郡のごみの収集の関係でございますけれども、豊郷町・多賀町については月2回を実施されています。愛荘町は1回ですけれども、犬上郡については燃えないごみの中に金属類が入っています。愛荘町については、燃えないごみと金属とは別に回収しています。別の日に月1回ずつ回収をしています。そういうことからトータル的に考えると、燃えないごみ、分けてはおりますけれども、月2回やっているのと同じではないかなというふうに思います。

豊郷町・多賀町については月2回で金属も含めた分をやっておりますけれども、量からいきますと、一人当たりの収集量が全然違います。豊郷町については一人当たり年間19.8kg、多賀町については17.3kgです。愛荘町は6.7kgです。これは燃えないごみだけです。金属は入っていません。そういうことから、量が多くなれば、また収集も考えることもあるかもわかりませんが、今のところ年間6.7kg程度の燃えないごみでございますので、2回の収集は考えておりませんので、よろしく願います。

○議長（本田秀樹君） 12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。再々質問を行います。

介護保険のことですけれども、先ほど再質問の方で、策定委員会のことで、コンサルのことを質問しました。事務局の充実ということでやっていただけるような答弁をされていまして、それは結構なんですけれども、コンサルに任せきりにしないということ、そのことはとても大事だと思います。やはり委員の方々はそのような意見

を言われておりますので、コンサルをうまく、コンサルに頼めるところは頼んで一緒に、主体は町が、委員の方・行政、そういう方がやっていかれる。絵に描いた餅にならないような、愛荘町に適した第6期計画をつくっていただく、このようなことが大事だと思いますので、その辺についての答弁が抜けていたと思うので、もう一度お願いしたいと思います。

そして、ごみのことですが、多賀町とか豊郷町のことも言われていましたけれども、それなら甲良町は月1回なんですけれども、それはどのように説明されるのかということ。甲良町は月1回なので、別に収集が違うから月2回にしていくわけではないと思うので、やはりそれはそれぞれの町のやり方があるので、結局そのところを考える必要がある。ですから、多賀町・豊郷町の一人当たりの方が多いと言われました。それは当たり前ですわね。金属も入っているのですから、重さが重くなるのは当たり前です。結局、愛荘町の金属を入れて、燃えないごみを入れた一人分の計算してもらえばわかりますけど、燃えないごみだけだったら、かさばるものがあるけれども軽いものが多いわけです。例えば、包装類とか、そういうものは別に重さはないけど、かさが大きくなりますので、やはりごみの量は、重さよりも見た目が多かっただら、つまり容量ですね、容積が多かったら家に置いておいても、アパートとかそういうところは大変なわけですから、そういうことを考慮に入れないと、ただ単に資料だけの量で言っているけれども、現実は見えてこないと思います。やはり基本は、どのように町民の暮らしやすいまちづくりをつくっていくのか。ごみの面についても利便性をどのように高めていくのか。町民の方の要望を行政として取り入れていくのかということが問題になると思いますので、その点について、私の指摘について、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 住民福祉主監。

○住民福祉主監（西川都々子君） 瀧議員の再々質問について、介護保険についてお答えいたします。

介護保険事業計画については、当然、町がつくっていかなければならないこととございます。主体は町でございますので、コンサルに任せきりにしない、そして、愛荘町に合った計画づくりに今後努めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（本田秀樹君） 環境対策主監。

○環境対策主監（飯島滋夫君） 瀧議員の再々質問にお答えします。

甲良町の方はどうかということでしたけれども、甲良町は月1回の収集をしています。なぜ月1回かというのは町の実情であるので、私には計り知れませんが、答弁は差し控えさせていただきます。

それと、利便性等のご質問ですが、確かに2回収することによって家に残るごみというのは少なくなると思います。ただし、先ほども言いましたように、燃えないごみだけでは一人当たり6.7kgしかありません。先ほど金属製も言い忘れましたけれども、金属製については一人当たり3.2kgです。両方足しても9.9kgです。よその町に比べるとはるかに少ない量でございます。

量だけの話ではないということですが、利便性等を考えると2日の収集は瀧議員がおっしゃるとおり、町民にとってはいいのかもわかりませんが、経費の面から見ると、先ほど言いました400~500万円上がります。そういうことを考えると、この上がった経費についてはすべて税金で賄うことになります。それを鑑みますと、できるだけごみを減らして回数も減らすような方向を町としてはとっていった方がいいのではないかなというふうには思っていますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 私からちょっと、2点だけ思いを述べさせていただきたいのですが、1つは地域支援事業、介護保険制度の改革ですね。これについて私どもも、全国の町村会としても大変問題視をしております。地域支援事業を市町村に回すと。

このことについては、それを発表された直後、厚生労働省からの説明が全国町村会にもありました。この問題について、厚生労働大臣にいろいろ要望をする機会がございました。私も行政委員会の副委員長という立場をいただいております。直接、田村厚生労働大臣にお会いすることもあって、この財源はいったいどうするのですかと。市町村にもものすごく大きな負担がかかってくるのではないのですかといったことを質問して、申し述べました。大臣は、先ほども答弁あったように、現在の介護保険制度の中の地域支援事業をそのまま移すと、こういうことをおっしゃっていましたが、今でもかなり単独の費用を負担しております。そのうえに、これから市町村間のアンバランスがかなり出てくる。それをみんなが高めようとして、そういう競争が行われてくる。サービス提供がよくなるのは越したことはないですが、市町村

負担が非常に膨大になってくる可能性があるので、この点について我々は問題視をしております。

今、消費税の問題が出ておりますが、消費税の財源からどういうふうに配分されるのか。社会保障の方に回すというのはわかっているのですけれども、年金もある、医療もある、そして介護保険もある。どういう配分になってくるのかがまだこれからのテーマであります。

いずれにしても、膨大になってくる介護保険、ますます対象者が増えてくる。しかしながら、このシステムを何とかして維持していきたい。そうでなければ大変なことになる。これのためにみんなが分担し合おうというので、かなり市町村の方にも持ってほしいというのが本音だと思います。そういった中で私どももしっかりと声を高めていかなければならないというふうに思っているところであります。

それからもう1つ、燃えないごみの問題、かなり議論されているところでありますけれども、これは私の感覚としましては、家庭の状況を見ましても、燃えないごみというのは本当にあまり溜まらないなという実感をしています。私の家も燃えないごみの袋を一定のところに置いてありますけれども、そんなに溜まらない。愛荘町は非常に分別を細かくしています。瓦礫とか割れた物についても分別しているし、瓶・缶、全部分別していますから、燃えないごみの方に溜まるというのはそんなにない。私の家では半年に1回ぐらいしか出しません。

そういう状況の中で、それぞれが少し辛抱していただければ、そんなに、月2回も収集しなくてもいいのではないかというふうに実感として思っております、ごみの収集の費用も全部合わせれば億単位ですから、これはやはり住民の負担、税金を投入しているわけですから、辛抱できる場所はお互いが少し辛抱していただいて、経費の節減に努めていけるのではないかというふうに思っている次第であります。以上です。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。再開を10時25分からとさせていただきます。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時25分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊谷正昭君

○議長（本田秀樹君） 1番、伊谷正昭君。

〔1番 伊谷正昭君登壇〕

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。一般質問をします。

心身ともに健康であるということは、誰にとっても大切なことですが、偏った食生活や運動不足・喫煙などによって、心臓病・脳血管疾患などの生活習慣病が増加をしております。

このために若い頃から自らの生活習慣を見直し、生活習慣病予防などに主体的に取り組むことが大切であろうと思ひまして、健康づくりは一人ひとりの自覚が必要ですが、同時に、ヘルスプロモーションの考え方に立ちまして、地域や社会全体で健康づくりに取り組み、住民の健康づくりの活動に対し、町や医療機関などが積極的に支援していく姿勢が重要であろうかと考えます。

このような状況を踏まえ、愛荘町の健康づくり運動を進め、行政や住民・医療機関・関係団体・民間企業の共通の指針・行動計画として「健康あいしょう21」が策定をされておりますが、平成22年度を起点とした見直し（計画期間が22年から26年度）を策定されてはいますが、具体的な取り組みの活動計画および目標と評価について答弁を求めたいところです。

医療や介護などの支援を必要とする町民の方が増え、高齢者の方が増加をしていますが、健康で生きがいを持って、住み慣れた地域で住み続けることができ、そのことを愛荘町が住みやすい日本一だと思ってもらえるような計画でなければなりません。健康で生きがいを持って住み慣れた地域でできる限り長く住み続けるように、「健康づくり」「生きがいづくり」「在宅支援」を、町民や地域の取り組みを促す仕掛けと、町行政が取り組む施策をそれぞれ定めて、町民・地域および行政が一体となってまちづくり活動を町挙げて早急に取り組む必要があると考えますが、その見解を求めます。

次に、「こころの健康づくり」について、平成23年度の全国の自殺者数は約2万7,000人で、交通事故死者数は4万4,000人の6倍強です。3万人を下回ったのは15年ぶりとはいえ、いまだに多くの命を絶たれています。滋賀県では年間300人前後の方が亡くなっておられます。愛荘町でも数人の方が亡くなっております。

自殺は、様々な要因が複雑に絡んだ「心理的に追い込まれた末の死」と言われてい

ます。対策は、こころの健康に関する普及・啓発、うつ病やアルコール依存症などの精神疾患対策、また、多重債務への対応、産業保健との連携など、様々な分野で取り組みが必要であります。一人の自殺者の背後には、10人の未遂者がいると言われております。

深刻化する自殺者に対するために、国や自治体・事業者の責務を明記した自殺対策法が制定されて7年になります。自殺対策基本法では、町の責務として「基本理念に則り、国と協力しつつ、地域に応じた施策を策定し実施する責務を有する」とあります。滋賀県の自殺対策基本方針を策定され、本町ではこれを受けまして自殺対策にどのように取り組んでおられるのか。また、「こころの健康づくり」として、うつ病対策、精神疾患の知識の普及啓発、こころの健康相談、地域支援ネットワークなど、どのように取り組んでおられるのか、答弁を求めたいと思います。

これまで、私たちの命を脅かすものとして、がん・脳卒中・当如秒・心臓病の4大疾病について、特に大きな注意が払われてきました。ところが最近では、これに精神疾病が加わり、5大疾病と言われるようになりました。これは新しい国民病と言われるうつ病や不安障害・統合失調症などのこころの不調が大きく関係をする「自殺」が増加をし、深刻な社会問題に発展していることが背景となっております。

からだの病気と同じように、こころの病気、そして自殺は決して他人事ではなく、いつ自分や周囲の人に起きてもおかしくない問題でございます。自殺の動機として一番大きな割合を占めている「健康問題」であれば、各医療機関。2番目は「経済・生活問題」であれば、例えば多重債務者の相談窓口とか各種税金の滞納者への徴収窓口など、それぞれ関連した現場との連携が重要であると考えますが、こうした問題に対応できる相談体制をどのように構築をしていくか。また、自殺危険性の高い方の早期発見・対応を図るために、身近に接することができる人が必要と考えますが、どのように取り組んでいかれるのか、今後の取り組みについて答弁を求めるところであります。以上、質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 住民福祉主監。

[住民福祉主監 西川都々子君登壇]

○住民福祉主監（西川都々子君） 伊谷議員の「健康づくり運動」についてのご質問にお答えいたします。

町では平成21年度に、健康づくりの取り組みの指針であり行動計画として「健康

あいしょう21」を策定いたしました。「健康あいしょう21」では、健康づくりを7つの領域に分け、具体的な行動目標を設定しています。評価につきましては、今年度11月に16歳以上の住民の方を対象にアンケート調査を実施し、26年度に数値目標の評価をしていきます。

2つ目の「健康づくり」「生きがいつくり」「在宅支援」についてですが、「健康づくり」や「生きがいつくり」は、誰かに代わりにやってもらうことはできません。一人ひとりがそれぞれの生活の質の向上をめざして主体的に取り組まれることを期待しております。関係機関や行政は、健康づくりや生きがいつくりのための環境整備や相談体制の充実、正しい情報の提供など、ヘルスプロモーションの考え方に基づいた活動支援を、民生委員さんやボランティアさんなど、地域リーダーさんと連携して行っています。

「在宅支援」につきましても、五愛塾講座や写真展の開催、キャラバンメイトさんや健康推進員さんなどのボランティアグループの活動支援、社会福祉協議会との連携など、町を挙げて取り組んでいます。今後も関係機関や地域の皆さんと連携し、「安心すこやか健康・福祉のまちづくり」にまい進したいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 酒井紀子君登壇〕

○健康推進課長（酒井紀子君） 伊谷議員の「こころの健康づくり」についてのご質問にお答えします。

自殺のサインに気づき、うつ病に至るまでに医療や相談窓口につなぐ役目をする人を「ゲートキーパー」と呼んでいます。町では、地域リーダーである民生委員さんや健康推進員さんを対象にゲートキーパー研修会をしています。県でも、かかりつけ医や学校の先生を対象に研修され、県内全体で自殺予防に取り組んでいます。

町の啓発相談体制としては、臨床心理士による「心の健康相談」や、うつ病を併せやすい更年期の「女性のための健康相談」を実施したり、商工会やショッピングセンターの協力を得て啓発活動に取り組んでいます。特に9月10日から16日までの「自殺予防週間」には、街頭啓発に取り組みます。

自殺予防の観点から、自殺未遂者の再発は3割とも5割とも言われていて、自殺未遂で救急医療機関へ運ばれたケースを、地域の相談機関である健康推進課へつなぐシ

システムづくりに取り組んでいます。

現在、県では「滋賀県自殺対策基本方針」の見直し作業がされています。町においても県と役割分担しながら協力して自殺対策に当たりたいと考えますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。再質問をします。

再質問は健康づくりということで質問をさせていただきたいと思うのですが、先ほどの答弁を聞かせていただきますと、これは「健康あいしょう21」等で既に基本方針なり明記をされておられますのですが、私がここで先ほどお尋ねさせていただいたのは、最近、高齢者人口の増加とか介護認定者、医療受診者の増加、また障がいや認知症を持つ人と家族など、町として寄り添い支援をしていかなければならない人たちが増え続けている。

このような状況の中で、国民健康保険税については制度の維持のために税の引き上げ、また、介護保険におきましても負担が大きくなっている。さらに財政については国民健康保険や介護保険、保育などの町民の暮らしを支える制度に係る費用が増大して圧迫をされていると。この財政硬直な年が年々進んでいると。こういうことから少子と高齢化が同時に今進行している現状でありますので、社会保障制度がそこで対応していないというふうに思っております。

それに加えて、地域の人々の絆や支え合いが弱まったと。そういう絆が少なくなってきたと。こういうことで、行政の依存するものが拡大してきたことも1つの要因でなかろうかと思えます。

そこで、住民福祉主監と健康推進課長にお尋ねをさせていただきます。健康づくりや生きがいを町民自ら取り組むためには、どのような後押しが必要かと。後押しと言いますのは、行政の後押しであります。

それと、地域において住民同士が絆を強めながら、健康づくりや生きがいを、支え合いの取り組みを自主的に行うためには、どのような行政として後押しがあるかということ。

3点目につきましては、高齢者などの体の機能が低下した町民を地域の中で希望どおり生活が送れることができるようにするためには、行政（町）はどのような支援を行うべきかと。この3つについてお尋ねをさせていただきたいということと、次に、

先ほどの健康づくり・生きがいくくり・在宅支援づくり、「滋賀県で一番元気なまち愛荘」を実感できるまちをめざすために、町民・地域・行政がそれぞれお互いの役割の中で何を行うべきか検討し、この計画（プラン）を取りまとめるためにはどのような対策なり検討が必要かということをお聞きさせていただきたいというところであります。

それと、健康づくりについては、若い頃から継続して意識的に取り組むことが重要であります。これは個人の努力だけでは継続が困難であります。このために皆さんが楽しみながら継続して健康づくりに取り組むことのできるようなものはどういふものがあるかということにつきましても、お尋ねをさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（本田秀樹君） 住民福祉主監。

○住民福祉主監（西川都々子君） 伊谷議員の再質問についてお答えいたします。

町として健康づくり・生きがいくくりの後押しをどんなことができるのかと言われてますが、自分自身の健康は自分で守ることが基本モットーでございますが、今の現代の社会では隣近所のつながりもございませんし、それぞれが孤立している家庭もございますので、町としての後押しは地域支援という形でそれぞれ、福祉の方にも関連しますけれども、地域の中でそれぞれが支え合う仕組みづくりを今後構築をしていかなければならないかなと思っておりますので、その行政としての後押しを、そのような体制ができるための、できましたら財政支援等をしながら、自治会の方でそれぞれそのような仕組みづくりができる体制の方に力を注いでいきたいと思っております。

それから、「地域において健康づくりを自主的にするにはどのような」についてでございますが、今のことにも関連しますけれども、健康づくりの7つの指標がございますけれども、意識的にすべて仲間をつくって普段から体を動かして、それから食生活にも気をつけてと、いろいろな項目がございますけれども、それぞれ健康づくりを意識的にやっていただくためには、やはりそれを教える方の中心的なキーパーというか、指導者が要ると思っております。健康づくり推進員さん等々で、またこれからいろいろなメニューを考えながら、そのキーパーになっていただくような指導というか、その体制づくりにも力を入れていければなと思っております。

それから、高齢者の方が体の機能低下で希望どおり自分のおうちで生活できるとい

うことについては、在宅支援の大本でございますけれども、それにつきましては、地域在宅ケアシステムに基づいて今後検討をしていきまして、それぞれ支援をしていけたらなと思っております。

それから、行動計画プランの検討ということで、町としての役割とか若い頃から楽しみながら生活できるということでございますけれども、これにつきましても本年度11月にアンケート調査も実施いたしますし、そのアンケート調査の結果にも基づきながら、町民さんのいろいろな意見等を反映させるプランにつくっていききたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（本田秀樹君） 健康推進課長。

○健康推進課長（酒井紀子君） ただいまの伊谷議員の再質問についてでございますけれども、健康づくり・生きがいくりへの後押しをということでございましたが、後押しと言いますといろいろなやり方があるとは思っておりますけれども、環境を整備する、運動公園の整備などもその1つかとは思っております。

また禁煙という部分で、タバコにつきましてはやはり禁煙ということでの取り組みということで考えておまして、地域の各集落の公民館等に今年度も公民館の禁煙状況をお聞きするなどをして、環境の整備に努めているところでございます。そのような形で後押しを続けていきたいと思っております。

元気なまちをつくるということで、プランをどのようにつくっていくかということでございますけれども、先ほど主監の方からも説明がありましたように、今年度、住民の皆さんからアンケートでご意見をいただきながら、26年度、次のプランに向けて検討をしていきたいと思っております。その中で、住民の代表の方にもたくさんお声をいただいて、プランの方に反映させていきたいと思っておりますし、また、若いときからの努力ということで、楽しみながら継続していくということ、非常に大切なことだと思っております。その楽しみながら継続して健康づくりができるように、また皆さんのお知恵をお借りして、それもプランに反映させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。再々質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど来からご答弁をいただいているのですが、健康あいしょう21ですか、も

う既に策定をされておりますが、この中に十分これは基本理念とかいう形で、実行という形で明記をされております。しかし、先ほど言いましたように、個人であればなかなか思うようにはいきません。こういう組織と申しますか、行動プランを町行政、それと地域の皆さんと一緒にできるような行動プランと申しますか、そういうものができないものかなと。

これはいつも机上で明記をしておっても、なかなか前へ進まないというのが現状かと思えます。これはそれぞれ個人差もございませうけれども、地域と一緒にやろうと思えますと、何か制度と申しますか、3年か5年でも10年でも決めて、それを策定をして、策定するためには、先ほど11月にアンケートを取るというふうにおっしゃってましたけれども、アンケートを取っていただいて、町民の方がどういう思いであるかということをも1つの台に乗せていただいて、行動計画のプランを詰めていただくのがいいかと思うのですが、なかなか現実にどこのまちでもされてないかわかりませうけれども、そういうことをして、国民健康保険とか介護保険の負担を少しでも減らしていくということが必要かなと。将来の保険事業、保険税に対しても軽減になるかなというふうに思いますので、そういう考えはあるかないかを、住民福祉主監にお尋ねをさせていただきたいと思えます。

○議長（本田秀樹君） 住民福祉主監。

○住民福祉主監（西川都々子君） 伊谷議員の再々質問に対してお答えいたします。

すべての住民の方が高齢者になっても在宅で生活できるために、今後につきましては町だけでは賄っていけないというような状況でございます。ボランティアさんとかNPOとか民間企業・社会福祉法人等のいろいろな事業主体による重層的な生活支援を行わないことには、そういう提供体制の整備を行ってこそ支援ができるものだと思っております。

まずは、おうちの中では家族同時の家事援助とか家族支援とか声掛けをしていただいて、それから自治会単位の方では交流サロン、それから町の方の支援というと外出支援とか食材の配達、配食の見守りサービス等の事業も今しているわけでございますが、それから社会福祉協議会の方では県事業も、それから民生委員さんとかいろいろな方の安否確認等々で、今、高齢者の方についてはそういうような、すべての生活の支援の提供サービスの輪の中で、安定・安心した生活ができると思えます。

町といたしましては、民間とも協働して今後構築して行って、住み慣れた家で一生

涯を送って、それもできるだけ健康で一生を終えるというような形でございまして、今後、いろいろなサービス等を調整しながら、新しい構築的なサービスができるような体制づくり等で、町全体で住民さんを支えていくということに向かって進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（本田秀樹君） 答弁残りはありますか。健康推進課長。

○健康推進課長（酒井紀子君） ただいまの伊谷議員さんの再々質問の「民と地域と一緒にできるような行動プランを」ということでご質問があったかと思うのですが、それにつきましても、健康あいしょう21の中にそれぞれの機関、町民さんも行政も民間も、すべてそれぞれの行動計画を立てさせていただいております。そこをうまく、そこがそれぞれ連携してできるようなプランになるように考えていきたいと思っております。

それにつきましては、アンケートにつきましても今年度11月にさせていただく分につきましては、「福祉と健康のまちづくりアンケート」ということで、「福祉」と「健康」のことを両輪でアンケートをさせていただく予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

◇ 嶋中まさ子君

○議長（本田秀樹君） 2番、嶋中まさ子君。

[2番 嶋中まさ子君登壇]

○2番（嶋中まさ子君） 2番、嶋中まさ子。一般質問をさせていただきます。

1つ目は、「魅力ある情報先進のまち」づくりについてでございます。

自治基本条例が制定されたことにより、今後ますます町民との連携を重視した政策展開が求められることになりました。それには、町の取り組みや現状についてタイムリーに町民の皆さんに情報を伝え、関心を持ってもらうことが重要な課題になってきております。

また、湖東三山スマートインターチェンジ開通も間近になり、街頭交流館の検討も始まることになった愛荘町としまして、町外からの来訪者に対しても有効かつ有用なお知らせを配信することも大事な課題でございます。

今年改定されました町の後記総合計画にも、「地域における情報化の推進」を掲げ、「インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー、つまりICTを有効

に活用した、地域情報化の基盤整備・高度情報化の進展に対応した魅力ある情報先進のまちをめざす」とあります。そこで、次の3点について質問させていただきます。

①現在の広報紙やホームページ・防災無線による町民へのお知らせだけでなく、コミュニティラジオやインターネットラジオなど、より広く、迅速に情報提供ができる新たな広報事業のあり方を研究していく必要があると思われるが、そういったことへの研究などはなされているのでしょうか。

②最近ではスマートフォンやタブレットを駆使しての情報提供などを行っている市町もできてきております。また、動画サイトのユーチューブやソーシャルネットワークのフェイスブックなどの活用をされている自治体も結構見受けられるようになってきております。その他、自治体の防災情報の発信は、1つの手段に頼らず複数化しておくことが重要だと思います。防災分野のみならず観光情報や福祉・保健・教育、その各分野においても、そういった多角的で双方向性のある情報提供のあり方が求められる時代になっております。これらについての町としてどの程度まで検討をされているのか。目標と課題や期待について議論されているのか、お尋ねいたします。

③これらの対応を充実させるためには、今後、広報室を設置し、町内全体の情報を網羅しながら、常に最新の情報発信に向け、目配り・気配りのできる体制づくりと人材育成にさらに力を入れていくべきでございます。これら3点につきまして町長にお考えを聞きたいと思っております。

次に2つ目の質問ですが、「平和な社会と命の尊さを学ぶ教育を」ということで、4点ほど質問させていただきます。

中沢啓治さんの実体験をもとに書かれました漫画「はだしのゲン」の閲覧制限を行った松江市教育委員会については、大変遺憾に思った一人です。私は以前に、夏休みには地域の子どもたちを対象に、毎年、愛知川の公民館などでアニメ化された「はだしのゲン」などの上映会をして、親子で平和の大切さを勉強させてもらってきました。今回の「はだしのゲン」の問題を契機に平和教育へのあり方が気になり、改めて昨年度の教育委員会の「教育に関する事務の点検・評価報告書」を見せてもらいましたが、特に各学校や幼稚園での平和教育の取り組みについては明記がありませんでした。

愛知川庁舎前には、「平和都市宣言の町」愛荘町としての大きな広告塔が設置されております。平和の大切さを実家できる取り組みは行われているのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、いきものがかりについてお尋ねします。

23年度からの小中学校の新学習要領によりますと、小学校1・2年生が学ぶ「生活科」では、動物を飼ったり植物を育てたりして生命に気づき、生き物に親しみ大切にすることが重視されています。また、4年生の理科では人の体のつくりと運動について学ぶときに、学校飼育動物などを通じて実感を伴った理解が求められています。各学校では以前からニワトリやウサギなどを飼育していたように思いますが、最近では飼育係を経験したことがない生徒もおります。本町の教育現場でいきものがかりについての位置づけはどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

3つ目です。教育理念、五愛十心につきましてです。

せっかくリニューアルした町のホームページですが、トップのページの「教育と文化」をクリックし、学校教育の欄を見ましても、生涯教育の欄を検索しましても、本町の教育理念「五愛十心」について何も触れられていなかったように思いますが、いかがなものでしょうか。また、各学校のサイトも見せてもらいましたが、この理念は掲げられていないので、教育長が常に口にされる教育理念「五愛十心」の内容を、一般の方々がホームページで調べようと思っても知ることができないように思われます。

町民全体に浸透していくため、掛け声だけで終わらせないような取り組みになっていかなければ意味がないように思いますが、この点についてお尋ねいたします。

最後に、愛のひと声パトロールについてお尋ねします。

夏休みに実施されている「愛のひと声パトロール」に参加しましたが、夕方の車が混む時間帯にアモール付近を、自転車を連ねてパトロールすることは危険を伴います。おまけに、指定された立ち寄り箇所にはほとんどの子どもたちの姿はなく、特に今年は猛暑であったせいもあるのですが、私は車で実施することにしてパトロールに参加しましたが、メンバーから「愛のひと声パトロール」について、疑問の声があがりました。その点について今後いかがな取り組みがいいのか、お尋ねしたいと思います。教育長、答弁をお願いします。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 嶋中議員のご質問のうち、「魅力ある情報先進のまち」づくりについて、お答えいたします。

町民の皆さんと共働のまちづくりを進めるためには、町の持つ情報を住民と共有す

ることが大事であり、情報を皆さんに素早く的確に提供しなければならないと思っております。そのためには、従来の紙ベースによる広報だけでなく、いろいろな手段を活用し、少しでも多くの住民の皆さんに情報が届けられるよう講じなければならないと思っております。

現在の情報ツールはインターネットの不況によって著しく進歩・多様化しており、正直なところ私自身もとてもついていけないのが現状であります。先般も「町長へのお手紙」で、町ホームページの更新ができていないとのご指摘を受け、改めて各所属にホームページ担当職員を再確認するよう指示いたしましたところであります。

技術的・専門的な広報媒体の現状や課題などの検討状況につきましては、所管課からお答えをさせていただきます。

ご提案の広報室の設置や体制整備についての考え方につきましては、膨大な情報を集中的に管理することは難しく、全所属・全職員が広報マンとして、それぞれが責任をもって所掌するのがいいのではないかと考えております。ただ、ご提案の種々の情報システムは、日々、高度な技術が開発されておりますので、所管の課で研究をさせたいと考えております。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

〔総合政策主監 林 定信君登壇〕

○総合政策主監（林 定信君） 私から、コミュニティラジオ等の現況について、検討の状況について答弁させていただきます。

自治体といたしまして独自の多様な情報発信媒体を持つことは大変有用でありまして、新しい情報ツールについてもでき得る限り状況把握等に努めております。

さて、現状の認識ですが、まず、コミュニティラジオについてですが、全国でコミュニティFM放送局は約260局あります。地方自治体と民間の共同出資による第3セクターによる経営が主流で、平成8～10年頃に開局が相次いでおります。

しかし、その後長く続く不況により商業収入の減少など経営環境が悪化している放送局も多く、地域情報を発信する独自放送の割合が減少している実態のようでございます。

愛荘町を含むこの地域は、彦根市のエフエムひこねや東近江市におけるFM東近江などのコミュニティ放送局がカバーしているエリアとなります。

コミュニティラジオにつきましては、媒体としては当然有用な特性があるとは考え

ますが、やはり運営に係る労力あるいはコスト等を考慮いたしますと、導入はかなり難しいというふうに考えております。

また、インターネットラジオは文字どおりインターネットを使って音声で番組を配信するもので、既にNHKや民間のラジオ放送などは電波放送と並行してインターネットで番組の配信を実施されています。また、いくつかの方法がございまして、簡便な方法での配信では、個人などでも実施できるようになっております。ただ、その特性からむしろ観光情報やイベント情報などを定期的な配信するのに適している媒体というふうに考えております。

次に、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディア、いわゆる双方向性の通信でございますけれども、地域情報の発信としましては非常に有効でありまして、急速に利用者が拡大しております。総合政策課においても、今年度から地域情報発信手段の1つとして基礎的な調査に着手しておりますが、町としてはいまだ端緒を開いたばかりです。

昨年度の数字ですが、全国の地方自治体のツイッターアカウント、アカウントというのはアドレスのようなものでございますけれども、これが約240、フェイスブックで公式フェイスブックページを開設している地方自治体は約30となっております。

フェイスブック等のソーシャルメディアは、若者への情報発信にはかなり有効と考えられまして、導入する地方自治体も県や市で増えてきております。この9月2日には、新たに米原市がフェイスブックの公式ページを開設されたのが、つい最近の新聞紙上でも公になっております。

愛荘町としましても、ソーシャルメディア導入の課題あるいは経費などにつきましては、今少し調査を継続してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

○教育長（藤野智誠君） 嶋中議員のご質問のうち、まず平和教育の取り組みについてお答えいたします。

議員の質問にありました「はだしのゲン」の閲覧制限であります。松江市教育委員会事務局が、過激な描写があることから、昨年12月に学校側に口頭で要請し、これを受け各学校は閲覧に教員の許可が必要として、貸し出しは禁止する措置を取ったものでありまして、本年8月には手続きの不備として制限要請を撤回されたとマスコ

ミが報じているところであります。

本町におきましては、8月27日に開催しました教育委員会第6回臨時会において報告をし協議をいたしました。作者の被爆体験から核戦争・核兵器の恐ろしさと平和を訴える内容であり、閲覧制限の必要はないとの結論を出しました。

次に、学校での平和教育の取り組みについてお答えをいたします。学校教育の教科・領域の中に「平和教育」という文言が明記されているものではございません。しかし、すべての小中学校で「平和」に関する学習は行っております。

具体的な学習といたしましては、小学校では6年生の社会科歴史において、3原則としての平和主義を必ず学習いたします。今年度、平和記念館を利用して平和学習を予定している小学校もあります。また、総合的な学習の時間に「平和について考えよう」というテーマを設定し、自分で調べまとめる学習をしている小学校もあります。

中学校におきましては、2年生の歴史分野で太平洋戦争に関して、また、3年生の公民分野では、憲法の中の平和主義に関しての学習をしております。また、修学旅行で愛知中学校は長崎を訪れ、事前事後の学習とともに現地でのフィールドワークや原爆についての話を聞いております。秦荘中学校は沖縄を訪問し、愛知中学校と同様に事前の学習とともに現地で語り部の話を聞くなどの学習を行い、事後には文化祭において学習したことを発表しています。

また、道徳教育では、「主として集団や社会とのかかわりに関すること」の中で国際理解・国際親善・国際貢献について考えることとなっており、国際社会の一員としての意識を持つ学習をしております。

平和は人権とつながるものでありますので、計画された学習だけでなく、教育活動全般を通してなされるものであります。この意識を持って人権を大切にし、他者を尊重する態度と、集団と自己との調和を図る態度を育成するよう指導してまいりたいと考えています。

次に、いきものがかりについての質問にお答えをいたします。小学校学習指導要領の生活科では、議員のご指摘のとおり、「動物を飼ったり植物を育てたりして、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心を持ち、また、それらは生命を持っていることや成長していることに気づき、生き物への親しみを持ち、大切にすることができるようにする」と規定されております。生きている動物を世話することは、心の教育につながる大切なこととの認識を、教育委員会としても持っているところです。

具体的には、幼稚園ではウサギを主として飼育していますが、ウサギのほかに教室ではザリガニ・オタマジャクシ・カニ・カブトムシ・バッタなどを飼育しています。いきものが亡くなったときにはすごく悲しんだり、子どもが産まれたときには感動したり、また、産卵や脱皮などの変化に驚きを持つなど、子どもたちの興味関心は大変高いものがあります。

小学校でもほとんどの学校がウサギを飼育しています。餌や水を与えて世話をし、糞などの始末をするなど当番制で行っていますが、当番でない子や他学年の児童も餌を持ってきてかわいがっているとのこと。他には熱帯魚やヒメダカを飼育している学校もあります。また、学校の池でカメとコイを飼っている学校もあり、休み時間などに鑑賞しています。

このような「生きもの」が身近にいたり、美しい花が身近に咲いたりしているという環境は、子どもたちの心を豊かにするものと思っていますので、学校環境づくりについても指導していきたいと考えております。

続いて、教育理念「五愛十心」についてお答えします。「五愛十心」につきましては、私が平成22年3月に教育長就任時に掲げさせていただいた教育理念でありまして、入学式や着任式など機会あるごとに訓辞してきたところであります。

特に町総合計画後期計画への掲載や、五愛十心に基づいた園・学校における経営管理計画の策定を指示してまいりました。また、平成24年度には大小の「五愛十心」ポスターを作成し、学校教育施設ならびに社会教育施設へ掲示していただき、具現化に向けて啓発を行ってきたところであります。

就任から3年以上が経過し、あらゆる教育現場において「五愛十心」が定着してきたところであると認識しております。今後は、議員ご指摘のとおり、町のホームページ「教育と文化」セクションにおいても掲載し、住民の皆様にもご理解いただけるよう啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次いで、愛のひと声パトロールについてのご質問です。そのことにお答えをいたしますが、まず、ご参加をいただきご支援いただいていることにお礼を申し上げたいと思います。

愛荘町青少年育成町民会議では、幼・小・中・高等学校の夏休み期間中に地域内をパトロールし、こどもたちに「愛のひと声」をかけて温かく見守り、非行や問題行動の未然防止や、地域で青少年を守ることの大切さを広く住民の皆さんに訴えていくこ

とを目的として、「愛のひと声パトロール活動」を実施していただいております。

ご質問の「夕方の車が混む時間帯に自転車を連ねてパトロールすることは危険を伴う」とのことですが、基本は集落内での巡回でございますので、自転車でのパトロールをお願いしているものではありませんが、徒歩で巡回されても結構でございます。また、パトロールの場所につきましては、一例として参考にお示ししているものであり、集落で変更されたり巡回されても結構でございます。

また、「パトロールしても子どもたちの姿がほとんどない」とのご意見でございますが、こうして地域でパトロールしていただけていることが、不審者の減少など犯罪の大きな抑止力となっていると考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上、答弁いたします。

○議長（本田秀樹君） 2番、嶋中まさ子君。

○2番（嶋中まさ子君） 2番、嶋中まさ子。再質問をさせていただきます。

まず、広報室等のことに関しましてですけれども、これは町民広報には関係ないかも知れませんが、議会の議案書がタブレットで配付されるところが出てきておまして、逗子でしたか、フェイスブックでその情報を見ることができたりおまして、印刷代や紙代や人件費がすごく削減になっているということもある。そういう状況になっているのかと、本当にびっくりしているわけですが、やはりタブレットで、福島などから避難していらっしゃる方は全国に散らばっておられるところへ、皆タブレットを配布して情報提供を行っているというようなことも知りましたが、その中にはやはり、最初は皆使い慣れていないので、あまり利用している方が何割しかないとかいうようなご意見もありましたけれども、やはりこれは何でもそうですけれども、あっという間に広がっていくような今の現状を見ますと、最初は誰でもそんなんです。携帯を持った時でもなかなか使い勝手がわからなかったりして、使いにくいとか、こんなものは難しいというような状況があつて当然なこととして、いずれはやはりそういったものが当然のことになっていく。今の状況はこういうような形になっていますので、できたらそういったことも、「先進な情報発信をする」と後期の計画にある中ですので、ぜひ頑張って取り組んでいただきたいと思いますと思うのです。

インターネットラジオは、実はうちの町内の方は京都の方でネットラジオのDJをしておまして、それをやっているところをカメラを置いて画像配信までしたりしているということで、結構、毎日でもできるということですので、これもいずれそうし

たことも取り組んでもらったらいいかなと私もちょっと思ったようなことでした。

湖東三山インターチェンジ開通が間近になりましたし、そういったことからまた町のホームページへのアクセス数も今後アップしていきだろうと思われま。やはり魅力ある、わかりやすい、また動画も含むような、そういったホームページになったらいいなと、私は常にホームページを見せていただいて、もうちょっと魅力あるページにならないかなと、せつかくホームページを新しくしても、それ以後の更新能力が問われるわけでした、そういった意味で今後、専属な専門の知識も持った職員さんの育成なり配置なりして、広報室の充実が必要でないかと私は思っておりますが、再度そこら辺の答弁をよろしく願いいたします。

あと、教育の方の五愛十心につきましてですけれども、24年度の教育の評価で、ある教育委員さんが、「教育理念「五愛十心」の教育をもとに各部署共通の推進目標として引き続き取り組まれており、互いに支え合い、自らが高めようとする人が集まれば、教育はもとよりまちづくりの強い地域の力だと信じておる」ということですが、「さらに一歩進めて町民や関係者のものとして定着させるためには、時間が要るけれども、やはり文化・体育等の広範な教育の中で周知を図り、見守り育成するが、さらに推進をお願いします」というようなご意見があるわけでした、やはり地域に定着していくことを強く望まれておられますので、そういった意味でもいつでもすぐ見られるというか、どういう内容かわかるというふうにしていきたいと思っておりますので、そこら辺もう一度具体的な取り組みをお願いしたいと思っております。

もう1つはいきものがかりにつきまして、私が子どもたちに聞きましたら、「いきものがかりはどういうふうなことをしているの?」と聞いたら、「カメがおる」とか言っていましたけれども、でも、あいつは勝手に育ちよる」というような感じで、あまりいきものがかりとして餌を持っていった経験がないようなことをちょっと聞いたものですから、「ウサギとかは飼っていないの?」と聞いたら、「いない」というような回答がありましたので、一時、鳥インフルエンザのことが問題になって、ニワトリとかはやめられたのかなとは思ったりしていたのですが、やはり新たにいろいろ生命、先ほど平和は人権と一緒にということと、いじめの問題にもかかわる人権、命ということの尊重する心を育てるということで、こういうふうな新しい指針が出ておりますので、そこら辺の充実がもうちょっと図られて、私も子どもがニワトリの餌とか何か言っているときに、一生懸命餌を集めて持ってやらしたりして経験がありますけれ

ども、段々邪魔くさいですよ。でも、面倒くさいというのは人間の生きる生き方はもともと手間暇かかる、そういったことを手抜きしていくということがいずれ命を軽んじてしまうとか、生命の重さを実感できないとかいうのにつながって、いじめ問題にもいろいろ発展するのではないかと、親子の関係も希薄になるのではないかと。やはり大事な観点だと私は、新しい教育方針にも改めて掲げられているということですので、できましたらそういったことの充実は大事なかなと思わせてもらいますが、その点もう一度、今後、したことがないということを私は聞いたものですから、実際、現場全体がそういうことでないのかなと思って心配しましたので、夏休みに東小学校もウサギの現場は見ましたけれども、全然ウサギはいなかったのです。どこか穴に隠れていたのでしょうか。私も、ウサギが暑いのでどうかなったのかなと心配したりしたのですが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） 嶋中議員の再質問にお答えいたします。

まず、ネットラジオ等につきまして、今、議員が申されましたようにラジオだけではなくて、ユーチューブであるとか、同じようなものでユーストリームであるとか、画像配信をされているところがございます。私も先般、3月でしたか、大阪の大東の方で商店街の方でこういうことを配信されているのを見たりしたのですけれども、印象としましては、行政がやるというよりも観光、今、私どもが整備を進めております、両方とも仮称ですけれども、湖東三山活性化施設であるとか愛知川塾街道交流館、そういうところでの配信等に向いているのではないかなというふうに認識しておりますので、その運営等を協議する時点で一度検討していただいたらどうかなというふうに考えております。

2番目、ソーシャルメディアのフェイスブック等につきましてはですけれども、既に答弁申し上げましたように、いくつかの自治体で導入されております。これについては「なりすまし」であるとかリスクはございますけれども、その辺は一定整備されておられるだろうというふうに認識しております。

愛荘町につきましては、それに係る経費であるとか双方向性であるということでの、どういうふうに対応しておられるかというのが、十分私どもまだ不勉強でございますので、そういうことを少し研究・調査させていただいてからという形をお願いしたいと思っております。

また、ホームページの更新等につきましては鋭意努力してまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

○教育長（藤野智誠君） 再質問のうちの五愛十心についてお答えをさせていただきます。

五愛十心を教育理念にあげてから、老人会の催しでありましたり文化・スポーツのいろいろな催しにありまして、例えば五愛塾のごあいさつに寄せてもらったり、人権啓発の演劇の開会のごあいさつをさせていただいたり、そういったところでは積極的に五愛十心のお話をさせていただいて啓発に努めているところではありますが、今お話にありましたようにホームページ等、町民の皆様幅広くご理解いただけるような取り組みはいまだできておりませんので、積極的にこれから進めていきたいと、そのように思っています。

2つ目のいきものがかりについては、主監の方からお答えをさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 教育主監。

○教育主監（松藤美保子君） いきものがかりについてお答えいたしたいと思ひます。

先ほどからソーシャルネットワーク等のお話も出ましたけれども、現在、バーチャルの世界で子どもたちは生きておりますので、その中で、生きて、またそれが死んで、その繰り返しをされる。死んだときに悲しむ、生まれた時にその喜びを持つ、そのような教育というか取り組みというのは非常に大事なものだというふうに、特に今の時代、「生」と言ひますか、そのようなものは大切だと私自身も考えておりますし、教育委員会もその認識でおります。

先ほどお話の中に、「一度も飼育係を経験したことがない。ウサギを飼ってない」というのは、実は町内4小学校ありますけれども、1つの小学校ではウサギ等飼っておりません。それも事実であります。あとの3つにつきましては、1・2年生が中心になって餌を持って来たり糞の世話をしたり、飼育係というのは必ずあるというふうに聞いております。

ただ、1つの小学校におきましても、ザリガニであるとか、大変あれは臭いのですけれども、共食いをするとか、そういう中で「生命」ということを学習していつてくれるのではないかというふうに考えています。

その1つの小学校につきまして、飼育について求めるかどうかということについて

は、今後また検討させていただいて、教育委員会の方で考えていきたいと思っております。以上でございます。

◇ 徳田文治君

○議長（本田秀樹君） 6番 徳田文治君。

〔6番 徳田文治君登壇〕

○6番（徳田文治君） 6番、徳田文治。ただいまより一般質問をさせていただきます。大きく2点の問題についてさせていただきます。

1点目は、公共建築物等における木材利用についてでございます。

平成22年通常国会で公共建築物等における木材の利用促進に関する法律が成立し、10月1日に施行された。この法律は、公共建築物を整備する際、木材利用に努めるよう求めるものであり、特に学校や公民館などの低層公共施設に国産木材を使用した建設を進めることで、国産木材の需要や間伐などの森林整備を支援するとともに、林業に従事する人を増やし、山村の雇用を確保する狙いがあるとされています。また、森林を育てることで、二酸化炭素の減少により地球温暖化防止にも役立つことをめざしています。

また、滋賀県において平成24年2月29日に、公共建築物における滋賀県産木材の利用方針が策定され、学校をはじめ庁舎や集会施設など低層の公共建築物については、原則として木造化を図ることとなりました。

現在、その策定と同時施行で50年ぶりに県立彦根東高校に木造の特別教室等が完成し、平成25年2月には滋賀県立大学に共通講義棟・同窓会感が完成しました。そして、来年4月には長浜市で初の木造園舎である（仮称）湖北幼稚園が開園予定であります。

本町の山林におきましても、50～60年成長したスギやヒノキが伐採を待っていると聞いています。そして、向山森林組合・秦川山生産森林組合が本年7月合併され、組合の運営基盤を強化されました。これらの資源を積極的に活用すべきだと考えます。そこで、次の数点についてお尋ねをします。

1点目、今後改築を計画している町立つくし保育園は、子どもにやさしい木材を使うべきだと思うが、どう考えておられるのか。

2点目は、滋賀県においては低層階の建物は原則木材に限るとの政策だが、本町の

施策についての見解を求めます。

2点目でございます。周産期医療の充実について。湖東圏域の中核病院 彦根市立病院は2007年4月、産婦人科の常勤医が1人だけになり分娩を休止して6年が経過しました。2008年2月に院内助産所を開設したが、受け入れは35歳未満の初産、またはリスクが低いと判断された妊婦などに限られると聞いております。

現在、彦愛犬で分娩が可能な病院は、神野レディースクリニック本院と同クリニックの施設「アリス」のみであります。2か所で3人の常勤医が年間1,100人程度の分娩に携わっております。

出生時は急な容体変化もあり、市立病院内助産所や同クリニックは緊急時、地域周産期母子医療センターに指定されている長浜赤十字病院に搬送する。道路状況が悪ければ30分ほどかかります。そして、長浜日赤で受け入れが難しいと、さらに遠い病院を当たり、救急搬送せざるを得ないこともあります。

この状況を解決するため、県は対策を進め、県地域医療再生計画で滋賀医科大学に県内の産婦人科医養成のための寄付講座を設置されました。市立病院での分娩再開には、あと3人の医師が必要であると聞いております。

本町においては、若い人が多く定住されています。そして、出産を控えた女性から不安の声も聞いているところであります。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。近くで安心して出産できる体制づくりに向かって、当町はどのような働きかけをしておられるか、お伺いをいたします。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 産業建設主監。

〔産業建設主監 北川元洋君登壇〕

○産業建設主監（北川元洋君） 徳田議員のご質問の2点目、公共建築物における木材利用に関する本町の見解についてお答えさせていただきます。

国は、木を使うことにより森を育て林業の再生を図ることを目的に、平成22年5月、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を公布しました。これを受け県は平成24年2月、同法に基づき「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」を策定し、本方針において、低層の公共建築物については原則木造化を図るとともに、内装等については木質化を促進することとし、あわせて積極的に滋賀県産木材を活用することとしています。

一方、町では今年度建設予定の（仮称）湖東三山スマートインターチェンジ活性化施設において、県のびわ湖材利用促進事業の補助を受けるにあたり、町の利用方針が必要となったことから、県の方針に準じ、特に湖東地域の木材を優先的に活用することを盛り込んだ「愛荘町公共建築物等における地域産木材の利用方針」を策定しました。

今後もこの方針に基づき、県や関係機関と連携を図り、県産木材の活用を推進してまいりたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（本田秀樹君） 子ども支援課長。

〔子ども支援課長 川村節子君登壇〕

○子ども支援課長（川村節子君） 徳田議員の町立つくし保育園改築に伴う木材使用のご質問にお答えさせていただきます。

町立つくし保育園改築整備事業は、平成28年4月の新園舎開園に向け、現在、設計業務に着手すべく準備を進めているところでございます。保育所は、子どもにとって一日の大半を過ごす生活の場であり、そこでの環境が子どもの成長・発達のうえで大切でございます。

木は、暖かみ、感触のよさ、通気性のよさ等の利点があり、特に内装材として木材を使用することで、温かみと潤いのある環境と、転倒時や衝突時の弾力性など安全面においても優れた性質を持っており、新園舎においても木のぬくもりが感じられるよう整備してまいりたいと考えております。

愛荘町では、平成25年1月に「愛荘町公共物建築等における地域産木材の利用方針」が策定されており、これに基づき木材利用を検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 酒井紀子君登壇〕

○健康推進課長（酒井紀子君） 徳田議員の周産期医療の充実についてのご質問にお答えします。

町では毎年250名前後の子どもが生まれていて、そのうち7割は診療所や助産院で出産をされています。安全な出産のためには、赤ちゃんが母親の胎内にいる間に適切な医療機関に運ぶことです。妊婦健診で危険性が見つかれば、その時点で彦根市立病

院などの周産期協力病院や、近江八幡市立医療総合センターなどの周産期医療センターにつないで、出産後すぐに対応できるようにします。出産時の急な容体変化の際も、周産期医療センターに搬送されます。

妊娠や出産は病気ではありませんが、危険とは隣り合わせです。妊婦は出産を控え気持ちも不安定になりがちですが、妊婦健診を定期的に受診することにより、異常にも早く気づき適切に対処できるため、正常な妊娠を維持し安全な出産をすることができます。

町では妊婦健診 14 回分の費用を全額補助し、経済的支援をしているところです。

愛荘町でも正常な分娩が圧倒的に多いので、自分の住まいの近くに正常分娩を扱う診療所や助産院があると利便性が高まりますし、診療所の数が増えれば医師の疲弊も防ぐことができます。

産科医の確保については、マンパワーの問題もあり、県も滋賀医大と連携し、産科医の養成にも力を入れています。湖東圏域の産科医の確保については、当町も機会あるごとに県へ要望しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（本田秀樹君） 6 番 徳田文治君。

○6 番（徳田文治君） 再質問をさせていただきます。周産期医療のことについてでございます。

先ほどもご答弁をいただきましたが、やはり妊婦の出産は病気ではありませんが、危険とは隣り合わせですと、このように答弁をいただいております。確かに近くの方にも聞いてきたのですが、特に昨年のごとですけれど、湖東地域の民間の産婦人科診療所の男性院長でありまして、ちょうど診療所に通っておられた妊婦の陣痛が 30 週で始まって、安全なお産というのは 37 週以降ということで、陣痛開始が早く、胎児の心肺も弱まってきて、そういうことにおいて早産児の処置が可能な新生児集中治療室がある病院への搬送が迫られていたということでございます。

この集中治療室は天津赤十字病院・滋賀医科大附属・市立長浜などの県内 5 病院は、その時、全病院でベッドがいっぱいになっておりました。そういうことにおいて小児科医が常駐する周産期協力病院に指定されている病院で空きがあったものの、妊婦の方が 32 週以上の妊婦しか受け入れられないと、そういう決まりがあつて断られたというケースでございます。

そういうことで隣接の岐阜の大垣市民病院で事なく出産をされたということでござ

いますが、やはり民間の小児科医院さんの不足、そしてお産する民間の小さな病院、そういうことではやはり対応しきれない部分はあるかなと、このように思うわけでございます。やはり、そこには産婦人科があり、また小児科医院があるのが本当に望ましい形だと思えます。そういうことで、湖東・湖北の医療圏問題でいろいろご苦労はいただいていると思えます。協議会も立ち上げて、再三ご意見も強力に言っているとは思いますが、やはり滋賀医科大学と湖東圏域における医療体制、1市4町と滋賀県と再度強力な連携を深めていただいて、安心して近くでお産ができる体制づくりに向かってより以上のご努力をいただきたい。

そして、私は東近江の地域医療の管理課の方ともお出合いをさせていただきました。今現在、近隣の東近江市では国立病院機構東近江総合医療センターが再開されて、医師も2名医大から来られ、そしてパートの方で3名がやっておられる。また、小児科医の方が3名おられます。その実情と申しますのは、日野記念病院もそういう科はなくなり、現在、彦根市の方に出産された産前産後の場合、そちらの病院へ行っておられるということも聞いております。そして、先ほどもありましたように近江八幡医療センターへ行っておられることもありますが、再度強力なアンテナを高くしていただいて、なお一層のご努力をいただきたいと思えます。そのことについて、再度お伺いをいたします。

○議長（本田秀樹君） 健康推進課長。

○健康推進課長（酒井紀子君） ただいまの徳田議員さんの再質問でございますけれども、滋賀医大と湖東圏域と県の連携をより強力にするための努力をということでございましたが、愛荘町におきましても町村会の方からの要望にも出させていただいておりますし、湖東地域定住自立圏の中でも検討をさせていただきつつ、小児科も含めてではございますけれども、滋賀医大から医師を今年度から豊郷病院の方に小児科へ派遣していただくという、1つ前進もございます。

このようなことを積み重ねていながら、産科医につきましても湖東圏域にドクターが増えますように、今後も努力していきたいと考えております。以上です。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。再開は1時からとさせていただきます。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議の前に、5番、外川善正君が私用のために欠席をいたしますので、報告をさせていただきます。

◇ 吉岡ゑみ子君

○議長（本田秀樹君） 11番、吉岡ゑみ子君。

〔11番 吉岡ゑみ子君登壇〕

○11番（吉岡ゑみ子君） 11番、吉岡ゑみ子です。一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。湖東三山スマートインターチェンジ活性化施設と愛知川宿街道交流館との連携についてお尋ねいたします。

湖東三山スマートインターチェンジ活性化施設は、平成26年9月にオープンをめざし、現在、実施計画等進められております。レストランやショップ等の機能を有する施設と説明を受けております。当然、観光などの情報を町内はもとより、町外や県外に向けて発信する愛荘町の「東」の拠点施設と言えます。

また一方、旧近江銀行活用した愛知川宿街道交流館構想も中山道の再生を目的に社会資本整備総合交付金を活用し、整備する方向で進めていただいております。中山道愛知川宿のカラー舗装や街路灯の整備は既に予算化し、進められておりますが、この交付金の最終年度は平成28年度と聞いております。この愛知川宿街道交流館は、るぶる愛知川とともに愛荘町の「西」の観光など情報発信の拠点施設と言えると思いますが、愛知川宿街道交流館は平成29年度の早い時期に開館となるのでしょうか。ハード分野とソフト分野を踏まえて、今後のスケジュールなどについて、総合政策主監にお尋ねいたします。

また、湖東三山スマートインターチェンジ活性化施設と愛知川宿街道交流館との開館時期は2～3年の差があり、その機能も幾分異なることになろうかと思いますが、東と西に愛荘町の新しい情報発信基地が整備されることとなります。この2施設が連携を密にし、一体的に広く愛荘町の観光情報などの発信を図るべきと考えておりますが、どのような振興計画を持って情報発信をしようとしておられるのか、産業建設主監にお尋ねいたします。

また、湖東三山スマートインターも開通し、拠点施設も整備されることにより、観

光見込み客などの増加が期待されますが、この2施設の整備を契機に、町外、県外からの入り込み客を増加させる施策を重点的に実施することを提案しますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

2点目でございますが、伝統的工芸品の振興についてお尋ねします。湖東三山スマートインターチェンジの供用開始は今秋10月と聞いておりますが、今後一層交通アクセスの優位差などをアピールして優良企業の愛荘町への誘致を推進していただきたいと思っております。また、一方では愛荘町に根付く地域産業の育成についても力を注いでいかなければならないのではないかと考えております。

地域に根付く産業というものがそこで長く続いているということだけで、他の地域がまねることができない個性を持っております。愛荘町のいわゆる看板足りうるものであり、有効な情報発信手段ともなります。山芋などの農産物、製菓つまり菓子製造でございますが、あるいは醸造業など、特産品や老舗産業などの地場産業の活性化はもとより、特に愛荘町における伝統的工芸品、小さな町であります。愛荘町では5件もの物産が伝統的工芸品に指定されております。近江上布、近江刺繍、太鼓、愛知川びん細工てまり、あるいは秦荘紬ですが、どれも非常に厳しい状況があると思っております。

愛知川びん細工てまりは産業としては特別であります。別といたしまして、例えば、近江刺繍は実態としては生産が止まっております。山川原の太鼓も2店舗が頑張っておられますが、後継者の育成など将来には厳しくなるのではと心配しております。近江上布や秦荘紬は、これらの中でも最も産業として大きなものでございますが、近年、ふるさと雇用再生特別推進事業を活用して、近江上布伝統産業会館にテコ入れがされ、そのあとも伝統産業会館では工夫を凝らして、近江の麻を発信されてはいますが、ショップなどの経営はかなり厳しい実態と聞いております。現状のままでは、どの産業も遠くない将来に消滅してしまうのではないかと私危惧しております。

つきましては、これらの愛荘町の地域資源ともいえる伝統的工芸品について、その将来像を今一度しっかりと見据え、中長期的な再生プランを策定し、残していく必要があると考えますが、産業建設主監の考えをお尋ねいたします。

3点目でございますが、多文化共生の地域づくりと姉妹都市交流についてお尋ねいたします。国際化が高齢化と情報化と並んで地方自治体のこれからの課題として、取り上げられてきたのは、今から20年ほど前のことでもあります。そのあと、全国的に

地域の国際化は国際交流の10年から国際協力・国際協働への10年と着実に進んでまいりました。

具体的な事業としては住民の国際理解の促進、国際交流イベント、住民や民間交流団体に派遣受け入れなどの各分野で国際交流の促進、留学生対策、在住外国人対策、国際観光などの推進等々、それぞれの地域の実情に応じた地域の国際化への対応が展開されてきました。

本町においても、国際交流の観点では、旧愛知川町がアメリカのウエストベント市と姉妹都市提携を結び、相互交流がされてきました。また、旧秦荘町ではアメリカボストン市のボストン美術館に金剛輪寺の仏像が展示されていたことを縁に、ボストン周辺でホームステイをするなどの交流がされてきました。

また、旧愛知川町では就労ビザで入国され居住される多くの在住外国人がおられました。合併後も平成18年度にアメリカのウエストベント市と姉妹都市提携を結び、両市町の交流を深めるとともに、中学生の派遣、両住民レベルでの交流を進めるなど、住民の国際認識の理解度の向上を努めていただいているところであります。

また、住民レベルでの外国籍住民への支援や姉妹都市交流事業の円滑な推進など担っていただく愛荘町国際交流協会を設立されたところであります。

併せて、昨年3月にはお互いの国籍や文化を認め合い、安心して元気に暮らせるまちづくりを邁進することを目的に、愛荘町多文化共生推進プランを策定されました。愛荘町には本年6月末で700人ほどの外国人が居住されております。混住率は3.3%となり、滋賀県下で2番目の多い外国人住民の人口比率と聞いております。

このように外国人住民の人口比率が高い中で、国際協力、国際協働の視点で在住外国人対策などの施策を進めていただいておりますが、愛荘町多文化共生推進プランを本町の連携行政の中で、どのように位置づけ、多文化共生の促進をしようとされているのか、町長にお尋ねいたします。

次に、今年もこの8月、愛荘町から姉妹都市であるアメリカウエストベント市へ19名の愛荘町の中学生が派遣されました。この派遣も19回目と聞いております。いずれの生徒も強い決意と目的をもって参加し、帰国後この貴重な体験をこれからの人生に活かしてくれるものと期待しております。

一方、一般住民レベルでの姉妹都市交流ですが、愛荘町からウエストベント市へは、旧愛知川時代に姉妹都市提携締結のため、平成10年に1回ならびに平成18年合併

の年に再調印のために1回、計2回となっております。ウエストベント市からは平成13年、平成17年ならびに21年と3回来町いただいております。

愛荘町も住民レベルでの交流を深めるため、愛荘町国際交流協会が一昨年9月に欲策したことは今ほども申し上げましたが、丸2年が経過しております。経済交流や文化交流、スポーツ交流など行政では成し得ない交流を、同協会と連携してウエストベント市と住民レベルでの交流事業を実施してはと思いますが、なお渡航経費などの課題もあると思いますが、交流実現について町長のお考えをお尋ねいたします。これで私の一般質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 吉岡議員のご質問のうち、湖東三山スマートインターチェンジ活性化施設と愛知川宿街道交流館との連携について、地域の新興も含めてお答えをさせていただきます。

いよいよ湖東三山スマートインターチェンジの開通が間近に迫り、報道が広がるに従いまして町外の観光関連企業や町内企業の動きが出てまいりました。先般もバス観光会社から湖東三山スマートインターチェンジでバスを下したいという情報もありますし、このインターチェンジは大型バスが下りられるのかと言ったような問い合わせがきたり、既にしております。

全国のスマートインターチェンジの中には、アクセス道路が狭く、大型の乗り入れ制限あるいは利用時間の制限、上下線利用できなく、上り線だけとか、下り線だけとかいうスマートインターチェンジもあり、このような問い合わせがある訳でございます。

バス会社の関心が高まっているこのチャンスを逃すことなく、首都圏、東海、北陸、近畿などのバスツアー会社に湖東三山スマートインターチェンジの開設PRを早急に発信するべく観光所管課に指示をいたしているところであります。

観光は点でなく、面で広げることが常識であります。愛荘町の観光は東の玄関口から西の愛知川地域へ、いかに足を延ばしていただくかが課題であります。西には旧中山道や造り酒屋、びん細工てまり、麻の店など、観光客の興味をそそるものがあり、整備中のスマートインターチェンジ活性化施設には観光や地域特産物などの案内施設を考えているところであります。

一方、町内企業におきましても、コーヒーメーカーのUCC滋賀工場は、既に工場見学を始めておられますが、生産量日本一のノート会社コクヨ工業滋賀におかれても、インターチェンジ開設を契機に工場見学を始めたいとのことで、町にもPRの協力要請が来ているところであります。

また、8月初めに大阪の滋賀県人会総会に出席をさせていただいた際に、愛荘町内に土地を所有されている企業から、「土地の活用をぜひ考えたい」という話も伺っているところであります。ようやくインターチェンジ開設日が10月21日と決定いたしましたので、全国の企業に対しても、流通系や食品系などの内需型中心に、チラシなどによるPRを、総合政策課から発信するよう準備中であります。

また、インターチェンジ周辺で地域開発をめざすため、地区計画などの可能性について、都市計画担当の嘱託に各地の情報収集と方策の検討をさせておまして、ユニークな提案もあり、具体化できないか模索をいたしているところであります。

次に、外国人の多いまちとして、外国人とともに地域社会の発展と活力を見出す多文化共生の促進についてであります。私は愛荘町が多くの外国人が住む多様なまちであることに誇りを持っております。街中や公共施設や店内で普通に外国人と出会うことは地域に住む子どもや小中高校生にとっても、これからますますグローバル化が進む社会で将来生きていかねばならない彼らに願ってもない環境にあると思っております。

そのためには、外国人にとって住みよいまち、出歩きたいまち、温かみのあるまちづくりが必要であります。違う文化を持っている外国人とのふれあいは、私たちにとって新たな刺激であり、楽しさでもあります。本町では平成23年からスタートいたしました愛荘町多文化共生推進プラン5ヵ年計画に基づき、取り組んでいるところであり、本年は計画のちょうど中間年であります。

このプランには、具体的な施策と推進主体、取り組みの方向性、27年度までの実施内容を設定いたしております。そして、プランの実行性を確保するため、推進本部および住民意見を反映するための推進懇話会を設置し、計画の進行管理を行うこととしているところであります。

本年は中間年でありますことから、実施状況の把握を進めたいと考えております。なかでも、この計画推進に大きな役割を担っていただいている愛荘町国際交流協会におかれましては、外国人向けの日本語、日本人向けに5ヵ国語もの語学学習をはじめ、

自主的にさまざまな活動を展開していただいているところであります。

町国際交流協会の活動は地域に住む外国人と住民をつなぐ接点の役割を果たしていただいております、町としても協会への支援を充実していきたいと考えております。

また、本町が加盟いたしております全国組織の外国人集住都市会議での情報を参考にして、今後とも有効な施策を模索していきたいと考えております。

次に、ウエストベント市と町民レベルの交流についてであります。今までにもその可能性の検討をしていたことがありました。しかしながら、その方法、参加者負担のあり方、町予算等のあり方が詰め切れずに実現をできておりませんが、今後前向きに検討をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

〔総合政策主監 林 定信君登壇〕

○総合政策主監（林 定信君） 私からは吉岡議員の質問のうち、（仮称）愛知川宿街道交流館の整備等スケジュールについて、答弁させていただきます。

今まだ最終的な売買契約には至っておりませんが、取得の目途が立ち、（仮称）愛知川宿街道交流館は旧中山道沿いにあります、残ります大正15年の建築の旧近江銀行愛知川支店を再生することにより整備いたします。この建物は町内唯一残る戦前に竣工いたしました鉄筋コンクリート造りの建造物で、近代遺産としても貴重なものでございます。

整備は、この建物の歴史的・建築学的な価値を最大限に活かして行います。まず、今年度から文化財の調査を開始いたしまして、来年度に町指定文化財に指定、またその価値を損することなく整備するにはどうあるべきかについて、専門家からのご意見をいただきながら十分検討し、保存活用計画を策定いたしまして、これを基に実施設計、さらに整備工事となります。平成19年春の竣工を目指しております。

活用につきましては、今年度からその検討を滋賀県立大学に一部業務委託し、来年着任いただきます愛荘町地域おこし協力隊にも、その計画に貢献していただきたいと考えております。地元愛知川観光協会や愛知川地区とは既に話し合いを始めております。ソフトおよびハードを並行して整備構想を深めまして、小さくとも愛知川宿街道の名所となるようになればと考えております。以上、答弁いたします。

すいません、申し訳ございません、平成29年春の竣工をめざしております。失礼いたしました。

○議長（本田秀樹君） 産業建設主監。

〔産業建設主監 北川元洋君登壇〕

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、吉岡議員の1点目の2つ目、湖東三山スマートインターチェンジ活性化施設と愛知川宿街道交流館の情報発信についてお答えします。

町の情報発信基地は、今年度建設予定の（仮称）湖東三山スマートインターチェンジ活性化施設と、現在整備を進めています（仮称）愛知川宿街道交流館さらにはる一ぶる愛知川の3施設と考えています。

また、当町の観光の大きな区分は旧中山道の愛知川宿を中心としたものと、金剛輪寺を中心としたものの、この2つと考えております。具体的には東の玄関口として高速道路や国道を利用する方を集客する（仮称）湖東三山スマートインターチェンジ活性化施設、中山道を訪れた方を集客する（仮称）愛知川宿街道交流会館、さらには公共交通を利用した方を集客するる一ぶる愛知川、これらをそれぞれの施設の位置特性を、次年度策定予定の町観光振興計画において具現化し、この計画に基づき観光施策を展開してまいりたいと考えております。

また、情報発信につきましては、従来どおり、秦荘、愛知川の両観光協会をはじめ関係観光協議会や旅行会社等の民間の力を活用し、広く進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の伝統的工芸品の振興についてですが、現在、愛荘町には経済産業大臣指定の伝統的工芸品近江上布と知事指定の伝統的工芸品秦荘紬、近江刺繍、太鼓、愛知川びん細工てまりがあります。これらは長い歴史の中で培われ、地域の人と密着しながら受け継がれてきたものです。特に近江上布は中国などアジア諸国の廉価品が流入し、価格競争が激化し、さらに職人の高齢化が進んでいる状況で、同産業は全国的に同様の課題を抱えています。

こうした中、当町は平成21年度から群馬県東吾妻町・徳島県藍住町との連携による3町合同企画展を開催し、近江上布を広くPRしています。ちなみに本年は9月14日から16日までの間、東京で本合同企画展を開催する予定をしております。

さらに町は、麻織物協同組合が行っておられる伝統的工芸品の持つ技術・技法・原材料などについて広く学んでもらう「麻のほんまもん体験事業」なども支援しています。

今後は、こうした伝統工芸を観光の一環として他の観光資源とともに、相乗効果を持ち維持できないか関係者に提言しているところで、この結果を受け、提案内容が持続可能であれば支援してまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 11番、吉岡忍ミ子君。

○11番（吉岡忍ミ子君） 11番、吉岡です。再質問をさせていただきます。1点目・2点目というふうに再質問させていただきたいので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目で湖東三山スマートインターチェンジ活性化施設のスケジュール云々についてでございますけれども、主監の説明で、愛知川宿街道交流会館が中山道沿いに残すという答弁を聞かせていただきました。私は残していただくということはあるがたいことなんですけれども、以前の愛知川の町の街道筋というのは以前から存じておりまして、今はあのように衰退のような状態がございますので、先ほども述べましたように、カラー舗装とか、街路灯がそういう予算化されてやっつけていただいているということはあるがたいことであって、もう1つ、街道筋、商店街ですけれども、そういうのはどのように考えておられるかということ、やはり今の時代には昔のようなことというのは難しいということは存じておりますけれども、やはり我々としたら愛荘町と言いますと、やはり愛知川の街道筋が活気が出なければだめだという認識を持っておりますので、私だけかわかりませんが、持っておりますので、そういう点はどのように考えておられるのか、答弁をちょっといただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

そして、その次ですけれども、先ほど町長が湖東三山スマートインターチェンジ活性化のところをおっしゃいましたけれども、その東の私は拠点やと思っております。でも、その上りの方に甲良とか、下りの方にマーガレットという中間点でございますので、それが何かうちのところの特色のあるものを考えなければ、レストランとかそういう特産品をする、そういうふうな云々でございますけれども、何か特色のあるものをしなければ中途半端で終わってしまうのかというようなことで危惧をいたしております。

それで、この間もちょっと甲良の方で話を聞かせてもらったんですけれども、珍しく観光バスが入ってきたと。そうしたら、売り数もだいぶその日によってたくさんできた。なぜかなと思ったら、マーガレットが定休日だったと、そういうことでず

っと甲良の方に流れて来られたということなんですけれども、お客さんもそういうふうに、どっちから流れて来られるかわかりませんが、あそこに行ったらこういう特色なものがあるという、そういうふうなことを何か考えていただいていたらいたら、またもう1つ違った意味での活性化になると思いますが、そういう点、どのようにお考えかお聞きいたしたいと思います。

そして、次に伝統工芸品の振興なんでございますけれども、やはり愛荘町にはこうした伝統工芸品がある、やはり貴重な存在であって、なかなか他所にまねのできないあれだと思っております。そういうことを踏まえまして、できるだけ良い方向に発展するように努力していただきたいと、そのように考えておりますけれども、いかにして伝統工芸品をこれから、先難しい話ですけれども、維持できるかというところを、主監なりの考えをお聞かせ願いたいと思います。

そして、最後の3点目でございますけれども、ウエストベント市との町民とのレベルの交流なんですけれども、これもいろいろな面で金銭的な問題が大いにあると思います。でも、中学生はそうやって続けて19回ということを行っております。今幸いに国際交流のあれができましたので、その方らのいろいろな意見を聞かせていただきまして、やはり同じあれなら、生きたお金を使って住民のためにやはり、どういうふうに行ったらいいかということも考えてもらって、前向きに考えていただきたい。

やはり金銭的な面では無理かなということじゃなしに、やはり町民の育成ということを中心においていただきまして、そういうことを考えていただきたいと、それについて町長の、どのような意見を持っておられるかをお聞きしたいと思いますが、頼みます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 何点か、商店街はあとで担当主監のお答えもさせていただきますが、私は具体的には空き家がけっこうある、空き店舗とかですね、これを活用できないのかなというふうに前から思っまして、県立大学の知恵も借りようということなんです、この空き店舗活用方法がいろいろ考えられるんじゃないかと私は思っているところであります。

それから、インターチェンジの入口の活性化施設の特色化についてですが、まさに今おっしゃったように、甲良の道の駅、それから愛東の大きな道の駅に挟まれたとこ

ろで、同じようなものをして、これはあんまりおもしろくないなど。また、エリアもそんなに大きくありませんし、農家の野菜の余り物、すぼったような余りものを並べても、これはちょっとどうかなと、むしろ私は愛荘町の持っているいいもの、少々高級でもいいからいいものをそこで展示、そして即売できたらどうかなと、例えば、びん細工てまりであるとか、麻の製品であるとか、あるいはお酒であるとかですね、いいものを並べてやったらどうかなというふうに、これは私のまだ今個人の思いなんですけれども、そんなふうに思っております。農産物も特色のあるものがあれば、山芋だけではもうあれですけれども、お米なんかはいいかと思うのですが、そういったものをどうかなというようなことを思っております。

ウエストベント市との交流については、かねがねこれ町民レベルでの交流というのは、かねがね話が出ておまして、いつかも中学生の交流、今年は19人行ってくれましたが、かなり少ない時があって予算が余った。この予算を活用するために、町民レベルに掘りこんだらと、ちょっとあれですけれども、入れたらどうやろうかという検討をしたことがありました。

しかし、そういう何というか、断片的な話でなしに、もう少し計画的に交流ができないかというのが、これはもう当然これから考えていかなあかんし、町民の皆さんの中にはぜひウエストベント市へ行ってみたいというふうに思っている方もあるやにも聞いておりますし、これはもう少し掘り下げて、できれば来年度にでも実現できたらなというふうなことを思っているところでございます。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） 再質問のうち、愛知川商店街の活性化の全体構想について、お答えいたしたいと思えます。

愛知川宿街道交流館の整備に関わりましては、折に触れ全体の整備構想をどうしているかというのを問われるところでございます。もちろん、全体的な視野なしに1つの整備を行うというのは十分ではございません。十分承知しておるところではございますけれども、長く衰退した状況の中で、商店街の方々につきましても、少し後ろ向きのような姿勢も捉えられるような感じもしております。

今この整備を進めようとしています愛知川宿街道交流館につきましても、単なるショップとかそういうよりも、なんらかまちづくり的な機能を持って、人の出入りをするような、にぎわいの1つのきっかけとなるような構想を持っております。そうい

うようにぎわす中で、その商店街の方々の考え方も少し具体的な姿を見せる中で変わっていくのかなど。

既に先ほど答弁申し上げましたように、観光協会の方々とお話していると、積極的な意見も最近出てまいりましたし、いろいろなアイデアもいただいております。愛知川の持つております地域の特性、他ではないような特性を活かし、またいろいろアイデアをいただく中で、往時のにぎわいづくりに1歩でも近づけるように、時間はかかると思いますけれども、具体的なアイデアと言ったら今すぐに答弁できるようなものは持つておらないですけれども、そういう時間をかけて、その構想も深めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 産業建設主監。

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、伝統工芸品をどのように守るかということで、再質問に対して答弁させていただきます。先ほどの中でも答えさせていただきましたように、現在、近江上布につきましては滋賀県の麻織物協同組合さんが中心になって麻々の店等をやっていただいております。やはり、私は伝統工芸品を守るというのではなく、やはり攻めに転じなくてはならないというふうに考えております。

如何にして攻めるかということ、やはり、こうした高価なものですので攻めるとしてもいろいろ難しい問題がございます。しかしながら、観光と融合することによって、その攻めの施策も生まれてくるのではないかというふうに考えております。

常々、私は思っておりますけれども、観光というのは人が何万人来たとか、数の問題ではない。その地域にどれだけの経済効果を生んだかが評価の点だというふうに考えております。

一概にそれは目に見えるものではございませんけれども、経済効果を地域にもたらすというのは、観光の大きな狙いというふうに位置づけておまして、そうした近江上布等のものが、観光客によって買われていく、そして地域にその買われたお金も落ちてきて経済効果をもたらす。それが大きな1つかというふうに思っています。

そうした生まれたお金を使って伝統工芸品を維持していくということが大切でなかろうかというふうに考えております。以上です。

○議長（本田秀樹君） 11番、吉岡ゑみ子君。

○11番（吉岡ゑみ子君） 11番、吉岡です。

何でもチャンスという時期がありまして、今こうやってインターが開通するというチャンスがありますので、それを活かしていかにかにどういふふうに愛荘町をよくするかという、今主監がおっしゃったように、人の出入りが多くなってくる、それを利用してということをおっしゃって、なるほどそうやと思いますけれども、それでそういう今インターができて、そのチャンスを活かして、やはり東と西と、また、る一ぶる愛知川というふうな3点を拠点にと行政も考えておられると思いますけれども、それについて案内とか、そういうのもっといろいろな、先ほども言ったように、町外、県外、広く言えば世界なんですけれども、そういうふうに案内をするという、そういうのはどういふふうに考えておられるのか、最後にちょっと町長に聞かせていただいて、閉じたいと思います。お願いします。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） まさに、そのPRが大事でありまして、いろいろな手段をきばってやるということが大事なのでありますけれども、今どういふふうな方法がいいのか、ちょっと十分な考えを持っているわけではありませんが、チラシ等については、これは一般的な方法でもありますし、もう少し工夫のしたPR方法がないかなというふうに思っているんですが、観光会社でありますとか、バス会社・鉄道会社、いろいろあるかと思ひますし、一辺そういうのもっと積極的に前向きにちょっと考えてみたいと思ひます。

◇ 辰己 保君

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

〔15番 辰己 保君登壇〕

○15番（辰己 保君） 15番、辰己 保。一般質問を行います。

私は、町長が本定例議会の冒頭、趣旨説明で言われたように、長年の地域の要望であったインターチェンジの供用が開始をなされるという中で、それに伴ったまちづくり、しかもその将来像、本当に愛荘町のまちづくりにとって大切な理念、また指針がしっかり示されている、そうしたものが本町には既に計画として、我々議会にも示されているということ、それが愛荘町まちじゅうミュージアムというものであります。これについて執行部に質問し、愛荘町の将来像について答弁をいただきたいと思ひます。

まず最初に、平成23年2月に示された愛荘町まちじゅうミュージアムマスタープランというものがあります。このマスタープラン、どのように行政全般に活かされているのかを質問します。まちじゅうミュージアムの仕組みとして、同構想は地域支援を現地で保存・活用・展示・観光・産業促進・情報提供・交流の場にもなる複雑なサテライト施設と、サテライト施設と同様な機能を持ち、なおかつ各サテライト施設の管理事務局として活動を行うコア施設から構成されますと、町全域の活力およびコミュニティ活動の活性化に結び付くことが示されているわけです。

私は農村地域と都市的要素を持ったまちで、愛荘町の自然を守りつつ、愛荘町の小さな経済をどう守り、発展させていくのかという命題を常に考えています。TPP協議に参加した現政権下で農業を守らなければコミュニティが壊されます。こうした中で、小さな経済を守り発展させていくカギがマスタープランには示されています。

まちじゅうミュージアムマスタープランを町民にどのように普及してきたのか、今後どのように取り組んでいくのか、答弁を求めます。今までの一般質問の中で本当にこの線に沿った答弁がなされているわけですが、個体ではなく全体的な意味での答弁を求めておきます。また、マスタープランの推進は執行部全員が共有しなければ地域資源の活用やコミュニティづくりにも寄与しないと考えます。庁舎内で取り組む組織等がつくられているのか、答弁を求め、まちじゅうミュージアムマスタープランの町民への理解と浸透をどのように構築していくのかをお尋ね申し上げて、一般質問とします。

○議長（本田秀樹君） 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長（村西俊雄君） 私は、文化は社会全体の気風を高め、地域住民の誇りと生きがいを創造し、地域の活力を高める言動力であると思っています。

愛荘町まちじゅうミュージアム構想は、平成20年に議決されました愛荘町基本構想に位置づけされたプロジェクトでありまして、町全体を屋根のない博物館と見立て、豊かな文化・歴史・自然を地域支援として多様な人材を発掘し、学びと交流のまちづくりを目指すものであります。

これまで埋もれた地域資源の基礎調査でありますとか、世界遺産ならぬ世間遺産の発掘、また町民とともに考えるセッションの開催、あるいは地場産業である麻産業の広域連携の事業、3町のことでありますけれども、また今年からはじめられました桜

のまちづくり、観光協会主催の中山道のれんアートなど、具体的な施策を積み重ねてきました。

しかしながら、文化の創造というのは一朝一夕にできるものでなく、終わりのない息の長い取り組みであると思っています。まちじゅうミュージアムの更なる進展には、びん細工てまりが見事に再生されたように、人材やまちづくりNPOなどの育成が重要な課題ではないかと感じております。

プロジェクトを進めるため、平成23年に検討会議を立ち上げ、マスタープランを作成いたしました。プロジェクトの実現にはこの愛する地域を何とかしたいという思いを住民と行政がともに高め合って、合意形成に誘導する時間がある程度必要であります。愛荘町にはまだ有用な地域資源が存在しており、まちづくりに活かせると確信をいたしておりますので、ご理解とご支援をお願いいたします。なお、マスタープランの今後の取り組みなどについては、総合政策主監からお答えをさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

〔総合政策主監 林 定信君登壇〕

○総合政策主監（林 定信君） まちじゅうミュージアムについての施策について答弁させていただきます。

今ほど町長の答弁にもございましたように、本町では具体的な施策の推進を通じて、愛荘町まちじゅうミュージアムの浸透を図ってきたところでございます。現在整備を進めております愛知川宿街道交流館につきましても、大正期建築の旧近江銀行という貴重な近代遺産、地域資源を再生して活用する構想でございますし、また宇曾川の後背湿地での貴重な植物等の保存や、児童生徒の自然とのふれあいのための「香之庄自然観察の森」の整備では、地元との意見交換に努めまして、今後この森のあり方を考えていくのも住民との協働作業で行ってまいりたいと考えております。あるいは、地域資源の掘り起しとも言えます今日まで刊行してきました「愛荘町地域資源報告書」も今春の『愛荘町の植物』で第4集となります。

一方、役場内での庁舎内でのまちじゅうミュージアムの推進に係る庁内組織等はありませんけれども、現在は本課が、総合政策課が推進部局となっており、まだ全庁的な意識の広がりには至っておらないかもしれません。

将来、まちじゅうミュージアム構想をさらに町民への理解浸透を図るためには、庁

内での意識変革を図るためには、新しい施策、例えば地域資源の認定制度の導入なども有効ではないかと考えております。文化財の指定などとは全く違った考え方で、身近にある地域で大切にしてきた地域資源を、その地域の魅力に気づき、魅力ある地域を築くきっかけとして認定するような制度も新たに設けるものでございます。このような新たな事業も含めまして、構想の浸透を図る施策を、これから考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己 保。再質問をさせていただきます。

町長の答弁のところ、当然そうした全体的に、私自身も先ほど言いましたように小さな、この愛荘町にとっては小さな経済、言えは地域の皆さんの力で、そうしたものが寄せ集まって地域の経済を形成する、活力を、活性化を促していくというのは、従来ですね、昔そうした町であったわけです。身近に店があり、身近にその自分の求めている店が気軽に覗けた。それは大きな経済ではないんです。寄り添う経済なんです。

しかし、愛荘町にはやはりそうした経済を大切にすること、先ほど言いましたように命題にしているのは、ここで大きな企業だけで養成しても、果たして活性化するかということが、しかしそれ結果として大きな企業を誘致、誘導してきたりすることはあり得るのは、そのまちに何らかのメリット、魅力があれば来るでしょう。それはまた立地的に誘導もあるでしょう。しかし今現在あるものを、どう活用するかというところが私はこのまちじゅうミュージアムマスタープランの中にしっかりと書かれているということを、私はこの場、この一般質問を通して、職員の皆さん、また議会の皆さん、町民の皆さんが再認識しよう。

先ほど主監が答弁いただいた、また一般質問の中でも答弁されたように、結果として、ここにも書いた答弁があったんですが、個体でまだやっている、それが連携されていない。要するに、議会は先立って視察に行きました。議会研修で行った農村公園、その農村事業は要するに全体を捉えて、個人経営であったり、第3センターであったり、直営であったり、グループ経営であったり、そうしたものが寄せ集まった事業体です。

ですから、私は今ここで思い切って提案したいのは、愛荘町全体のそうした資源・資産、そうしたものを観光として位置づけるかどうかは別としても、愛荘町全体の事

業体をつくり上げて、そして伝統工芸品であったり、そうしたものをしっかりとあてはめていく、傘下の中に位置づけていく。こうした思い切ったものをつくってこそ文化に目が向いたり、また歴史遺産に目が向いたり、そのことによって地域の街道交流の変化が動いてきたり、いろいろなものが起爆していきだろう、起業していきだろうというふうに思うわけです。それが小さな経済、小さな活力をつくり出すというふうに私は自分の思いを持っています。

ですから、このマスタープランを本当に全町民がしっかりと理解をしていただく。その先頭に皆さんが立っていただく。庁舎の中ではしっかりとそうしたもの連携させるものをつくりあげる。こうして、1つひとつを構築しなかったら絵に描いた餅になっていく。本当にこのマスタープランを実行していこうではないかというふうに、要するに屋根のないミュージアム構想、しかも話をつくってまわっているわけです、発掘してもらってきているわけ、そういうものも含めてしっかりと位置づけていく。

この力が私は1つの課だけでいいのかどうか。そこに今職員の皆さんは自分の事業だけでいっぱいいっぱい本当に横を見る余裕がない、今これが職員の状況だと思うんです。ですからこそ、私は庁舎内でもこうした大きく見られる、それがもし庁舎内で見られないんだったら大学にお願いして冷静にものをつくっていける、見られる、そうしたグループをお願いする。そうした手を打って行かないと、本当にせっかくインターチェンジができて、それを活かさない。点では活かせるかもわからないけれども、全体を活かすことができないというふうに思っています。

ですから、ぜひとも本当にそれを活かせる形態、組織、もしくは力を借りられるところは借りる、やっけていく、それを早く構築してほしいな、結成してほしいなと思っています。

こういう私の提案ですが、町長に答弁をいただきたいし、残念ながら答弁を聞いていると郡役所の位置づけがしっかりできていない。これもしっかりとマスタープランの中に郡役所も近江銀行も位置づけているわけです。要するに、愛知川地域にあるこの歴史、要するに中山道というもので活性化して来て、その後明治に入って政治であり、経済であり、その中心となった愛知川地区、中山道、その中で大きな役割を果たしたのは愛知郡役所なんだということを、私はしっかりと位置づけてアピールすべきだと、活用の仕方は当然今検討されているわけですが、どのように動いているか、しかし町としてはしっかりと位置づけておこうではないかと思うんです。

堂々と愛知郡役所も近江銀行も大切な施設なんだと、愛荘町にとっては、保存すべき活用すべき施設なんだということをしっかりと訴えていかなければ、ここを避けていては、本当の屋根のないミュージアム、これをつくり上げることはできないというふうに思っています。その点でも町長に、町全体を見るということの観点から、本当に掘り起こしてほしい、そうした答弁をお願いしたいと思っています。

そういう点で、まだまだ私自身、町民の皆さん、また職員の皆さん、我々議会人もそうですが、人それぞれ価値観が違います。当然、そこにどれを1つにまとめあげていく作業というのは大変なものがあるわけです。また、町民さんの中にも地域性による価値観の違い、ビジョンの違いもあります。そうした中で、やはりそれを結びつけていく大きな材料、資料はこれだと、私は読み直して確信をしています。

ですから、これを単なる、先ほどの答弁でまだそうした構築はできていない、しかし町民さんのいろいろな事業はあるけれども、それも結び付けられていない。ということは、本当にこうした構想が町民の中に、町民の皆さんに普及しきれていない、残念ながらそれもこの中にしっかりと書いてある。これをどのように普及していくのかということ、ですから、本当に主要な部分は経済効果をもたらすんだとか、今全体の問題は全部この中に総合計画の中の事業になっているわけですが、しかしそれが逆に、このマスタープランの方が、本当にこの町の将来をしっかりと見据えたものをつくり上げていく。

こうしたものを私は改めて、この一般質問をして、町民の皆さんに理解、また浸透をさせる行政の役割というものを訴えておきたい。それについて、町長なり、また担当主監なりから答弁をいただければというふというふうに思っています。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） ただいま確かにご質問にございましたように「まちじゅうミュージアム」言葉こそは大きく掲げて構想にも入って掲げてはいるんですけども、どうも漠然としていって、町の皆さんからすると、それは何やいなという感じの見え難い構想でもあるわけです。それはまさに、まちじゅうが屋根のない博物館と見立ててやって行こうということなんですけれども、それを具体的におろしていくとなると、なかなか形が見えてこないという感じが今までもまだ続いてきている。それぞれ断片的にそれぞれの事業としてはやっているところではありますが、それが有機的に連携事業としてうまく結びついていないというところが確かにあろうかなというふう

に思います。

この理念は、理念は決して間違ってもないし、高い理念でもありますから、今後とも町の1つのまちづくりの柱としては非常にいいとは思っていますが、これがわかりやすく住民の皆さんにも、そのレーンでやっていこう、これはぜひ、これもそれで行けるのと違うかとか、そういった力になってこないと、なかなか解決していない。確かにそのとおりでございますので、今後そういう連携プレー、何か結びつける、マスタープランはちゃんとできておりますから、そういったものをネットワーク的に行けるような1つ手法をやっぱりつくらないとあかんのかなというふうに思っております。

そのまちじゅうミュージアムとはどういうものかというのが、まだまだ浸透していない段階では、やっぱり力にはなっていないわけですから、郡役所も含め、近江銀行も含め、地域にあるいろいろな資源、これをやっぱり発掘、住民の皆さんの中には、ここに、うちの近くにもこんないいものがあるのやという発掘も、そういう目で見てもらったら、新たにまた発掘ができるというふうにも感じますし、やっぱりそういうネットワークというか、結びつきのその連携プレーの仕組みを1つつくらないとあかんのかなというふうに感じているところでございまして、それはぜひ検討していきたいなというふうに思います。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） 地域資源を活かしてということにつきましては、私はそこでしか見ることができない景観であるとか、またそこでしか味わうことができない、例えば料理であるとか、そこでしか体験できないような暮らし、愛荘町でしかできないようなこういうもの、またそういうことがまちづくりの大きな種になるというのが、まあ十分まだ浸透できていないという意味でのプランの浸透が未熟だというふうなご指摘のように感じておりますので、その辺ちょっとまだ具体的な施策は申し上げられませんが、十分に意識して考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

◇ 河村善一君

○議長（本田秀樹君） 8番、河村善一君。

〔8番 河村善一君登壇〕

○8番（河村善一君） 8番、河村善一、一般質問を行います。何点かについて質問

させていただきます。

愛荘町の道路事情につきましては、毎定例会で各議員より一般質問されているところでございます。その度に、少しずつは改善していると思いますが、抜本的な対策とはなっていないのではないのでしょうか。国道8号御幸橋北詰と町内の道路の狭さ、国道、県道、町道がそれぞれ入り混じり、朝夕の車の渋滞が輪をかけている有様です。

最近、近くで民家を取り壊されました。その場所は県道に面しているところであり、車の通行も多く、また朝夕の子どもたちの通学路となっているところであります。道路の拡幅する絶好の機会であると考えます。

今後、長期的展望に立った愛荘町の道路整備計画を立て、用地買収にあたるなどの対策をとらないと、今まで以上の交通渋滞と危険が増大すると考えられます。愛荘町道路整備計画についてどのように考えているか、町長にお尋ねいたします。

第2点目、子どもたちに弁当をつくる実践をとということで、質問させていただきます。最近、「子どもたちが作る“弁当の日”って？」の講演を聞く機会があり、その内容が素朴で有意義な話でもありました。最近の子どもたち、大学生、大人になっても若者の食生活と言うと、食事をつくらず、コンビニまたはスーパーで食材を買って食事を簡単にすませしてしまうことが多い。これでは健康によいわけではなく、体の変調を訴える若者も多いと言います。

そんな中で、小学校5・6年生の家庭科の時間で、弁当をつくることを提唱され、全国で1,262校が実践されている。滋賀県でも3校が実践されています。その食育実践方法には3つの決まりがあるようで、①子どもだけでつくる、②小学校5・6年生だけ、③10月から月1回、年5回、親は決して手伝わないでください、弁当づくりの基礎的な知識と技術は学校で責任を持って教えますと、訴えて提唱されています。

実践された子どもたちが大学生、大人になって自分で弁当をつくり、学校や職場に持って行っています。元気に毎日を送れることは、小学校の時に弁当をつくることを教えてもらったことによると言っています。また、子どもがつくる“弁当の日”は、地域に根ざした食育コンクール2003で最優秀賞（農林水産大臣賞）を受賞されているところですので。給食で食べるだけでなく、弁当をつくることによって食育になりと考えられます。愛荘町の各小学校でも実践を検討されたらどうかと考えますが、教育長の答弁を求めます。

第3点です。教育委員会の会議の更なる開示と定例会の開催についてであります。

ちょうど1年前の定例会の一般質問でインターネットで教育委員会の議事内容の開示を求めました。その後、インターネットでは教育委員会の定例会、臨時会の会議次第が掲載されるようになったところです。

近隣の東近江市教育委員会・彦根市教育委員会では、出席者、会議内容など詳細に出されています。委員長はじめ教育長のあいさつ、委員の発言など個人情報に抵触しない程度に応じて公開されており、これこそ開かれた教育委員会ではないだろうかと思えます。愛荘町でも開けた教育委員会として、できる限りの開示をするべきだと思えますが、教育長の見解を求めます。

また、愛荘町では教育委員会の定例会は年4回で、それ以外は臨時会となっています。東近江市教育委員会では定例会はほぼ毎月開催され、それ以外必要に応じて臨時会を開催されていると思います。愛荘町でも定例会を毎月開催し、必要に応じて臨時会を開催するようにしたらどうかと思いますが、見解を求めます。

4点目、重症心身障害者（児）の通所療育についてお尋ねいたします。現在、湖東圏域での重症心身障害者（児）の通所療育の事業所は、彦根学園にある「せいふう」だけあります。平成22年4月1日より、重症心身障害者の人たちの通園施設として開設され、愛荘町からも数名の方が利用されています。

そこで、次の質問をいたします。①現在、愛荘町から「せいふう」に通っておられる方は何名おられますか。開設以来、今日まで順調に運営されてきたと思いますが、その対応はどうであったのか、お尋ねいたします。②当初の定員は20名で開設されましたが、圏域における今後の利用者推移は、平成30年には35名程度の利用が予想されています。しかし、甲良養護学校の重度重複障害児は45名で、高等部に16名の方がおられます。このままでは当初予想をはるかに速いペースで定員オーバーになってしまうと心配されている保護者も多くおられます。

そこで、今後の計画について滋賀県および湖東圏域の運営協議会で話し合われている内容について、その対応についてお尋ねしたいと思います。以上です。よろしくお願いたします。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 河村議員のご質問のうち、道路整備計画についてお答えをいたします。

道路整備につきまして、今大きな地域課題の1つとして国道8号バイパスの整備問題がございます。先般の自民党県連の政務調査会の地域聞き取りの際におきましても、話題にいただきましたが、この8号バイパスの整備に関しまして、早速、その促進体制について、県選出の国会議員のアドバイスもいただき、彦根市長それから東近江市長、犬上の3町長とも協議をもう既に始めているところでございます。

本題の長期的展望に立った愛荘町の道路整備計画につきましては、合併後の一体的なまちづくりには欠かせないものであり、早急に計画樹立が必要と認識をいたしております。その方向は、町内幹線道路網の線引きをはじめ、歩道、通学道路、自転車道路、生活道路について地域の実情を把握し、計画樹立する必要があると考えております。

今年度から長期的な愛荘町道路整備計画の策定にかかっておりまして、その行動計画としては向こう10年間のアクションプログラムの策定を2ヵ年事業で予定をいたしております。また、同時に道路維持修繕も計画的に行うことで、コストの縮減や平準化も併せて図ってまいりたいと考えているところでございます。

もう1点は、今までから民間の開発によって更地になる、今のうちにあそこを買っておけばよかったなというのは往々にしてあることでございまして、今でもそういうところがよく見受けられます。そういうことで買ったところも既にありまして、しかし、これはやっぱり行き当たりばったりの買い方ではあきません。何としてもそういう今買っておけばよかったのになというところについては、やっぱり道路整備計画がなければ、買いにくい。そのためにも今かかっているこの道路整備計画の基本的な考え方だけはやっぱり早くつくって、先買いもできるようにしていかないと二重投資にもなってきます。建物が建てばもう大変なことになってくる、そういう思いでありまして、この道路整備計画さえつくっておけば、そういう臨機応変な土地取得ができるように今後考えていく必要があるというふうに思っているところであります。

○議長（本田秀樹君） 住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川都々子君登壇〕

○住民福祉主監（西川都々子君） 河村議員のご質問の重症心身障害者（児）の通所療育についてお答えいたします。

1点目の「せいふう」の利用者数と運営状況については、現在21名の利用者と契約をされており、うち愛荘町の方は3名となっています。運営状況については、前身

であるびわこ学園との連携や保護者・事業所・行政機関との懇談会において、事業実施内容の改善を図るなど、関係者の努力によって問題解決を図りながら運営されてきたと認識しております。

昨年度からは職員の資質向上のために、びわこ学園への職員派遣研修を行い、その代替職員の雇用助成などを行いました。今年度は人員配置加算などの補助事業の充実と短期入所サービスの利用開始を予定しております。

2点目の定員オーバーにおける今後の計画については、現在は1日の利用定員は20名ですが、40名定員まで可能とした施設規模ではあります。しかし、稼働率等から総合的に勘案すると35名の利用契約者数が限度であると行政機関では考えております。

現在、湖東圏域1市4町において、甲良養護学校に通学されている重症心身障害児は高等部に7名、中学部に2名、小学部に5名の計14名となっており、うち愛荘町からは小学部に1名在籍されています。今後、高等部・中学部の障がい児がすべて「せいふう」を利用されると、平成31年度には30名の利用契約者数となります。しかしながら、医療依存度の高い障がい児が高等部に在籍されていることを勘案すると、重症心身障害児が安心して日中活動を過ごすためには、利用契約限度数を再度検証しなくてはならないと考えます。

このことは、8月27日に開催されました保護者との懇談会においても保護者側から定義されており、既に1市4町で設置している障害者自立支援協議会内でも課題であることを確認しております。本協議会内に設置されている重症心身障害者（児）の専門部会において、「せいふう」の方向性について議論を始めたばかりでもあり、具体的な対策の協議段階まで至っていない状況でございます。今後、自立支援協議会での議論を踏まえて1市4町と滋賀県において協議を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

○教育長（藤野智誠君） 河村議員のご質問の子どもたちに弁当をつくる実践についてお答えいたします。

愛荘町の小学校、家庭科の食に関する学習では、5年生では食材をゆでることと炊飯、日本の伝統のみそ汁づくりを学習しています。また、6年生では栄養のバランスがとれるように、いろいろな食品を組み合わせる食事をとることの大切さを学習した

後、家族のための1食分の献立を考えます。教科書では弁当のおかずの参考になる食材のゆで方、炒め方といった調理例を学習し、児童自らが栄養バランスや食材、手順等を計画し、これらを応用して弁当づくり等の調理実習を行っております。実習できあがった料理は味を確かめながら試食を行っており、当日は給食センターからの給食も量を調整しているところです。今後も学年に応じて、家庭科の学習において食育に取り組んでいきたいと思っております。

次に、教育委員会の会議の更なる開示と定例会の開催についてお答えをいたします。

まず、教育委員会会議録の作成については、愛荘町教育委員会議事運営規則において定められております。現在のところ、規則に基づいて作成した会議録は開示することなく、議員ご指摘のとおり、会議次第のみ、平成24年1月から町ホームページに掲載しているところでございます。今後は、非公開以外の会議録を順次開示できるよう、教育委員会会議において協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、愛荘町における教育委員会会議の開催は、地方教育行政の組織および運営に関する法律に規定するもののほか、愛荘町教育委員会議事運営規則において定められているところでございます。定例会においては、毎年1月・3月および10月の3回開催し、必要がある場合は臨時会を開催するとあります。近年の愛荘町教育委員会会議の開催状況につきましては、23年度は臨時会9回を含む年12回、24年度においては臨時会7回を含む年10回を開催しており、ほぼ毎月開催している状況であります。このことから、定例会の開催については近隣市町の状況を踏まえ、教育委員会会議において協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 8番、河村善一君。

○8番（河村善一君） 再質問をさせていただきます。町長の方から道路整備計画についてのお話をいただきました。東近江市の道路整備計画など参考に見させていただいたんですけども、2車線以上の道路を確保していく。ちょっと見ておりましたら、緊急輸送道路第1次・第2次・第3次の道路計画を立てられていました。広域での第1次としては広域での輸送計画、運ぶ広域幹線道路、第2次としては上記道路と市役所や広域避難場所等を連絡し、あるいは広域幹線道路で代替路線となる道路、第3次としては市の防災拠点と第1次、第2次拠点輸送等を連絡する道路というよう

なところで、やはり計画されているわけです。

町長の答弁の中にもあったんですけれども、やはり道路整備計画がないと、よく道路で愛荘町の8号へ出る道が非常に混雑して、沓掛のところも混雑している。右折だまりの問題もやはり道路整備計画を立てていただくと、沓掛のところ、長野のところ、もう全部が右折だまりがない関係で、もう朝の10分20分、朝夕の10分20分、あそこに溜まっていることが、信号が3回、4回もまたざるを得ない。もうイライラ感は非常に募るばかりであります。

だから、そういう意味ではやはりその現状と道路計画をちゃんと立てていただいて、これからのやはり10年20年を見据えた形でのその道路整備計画を立てていただく必要が私はあるかと思っておりますので、そのことを踏まえてご答弁いただいていたと思いますけれども、そういう輸送計画あるいは右折だまりの問題を、今まで各議員が質問していた問題もそういう点も踏まえた形での計画を考えておられるのか、もう一度答弁を求めたいと思っております。

それから、教育長の教育委員会の議事録の開示の問題でございます。愛荘町の自治基本条例の第20条のところに、情報の整備、公開および提供というところで、20条では町は施策の立案から実施評価に至るまでの過程について協議、事業者等にわかりやすく説明する責任を有する。町は町民の知る権利を保障し、町政への参加を促進するため必要な町政情報を積極的に提供するものとする。3、町は町民、事業者等の情報共有および相互理解を深めるための環境づくりに努めることとする。教育委員会は教育委員会の中での公開条例をつくられておりますけれども、だいたい愛荘町の情報公開条例に則るというところで書かれているということは、だいたいこれに則ってくるのではないだろうかと思うんです。

前向きな方向性では答弁いただきました。ただ、今ホームページで見るとは式次第だけ載っているわけですね。だから、何を審議されて、式次第とともにせつかく終わったんだったら、誰々が出席して、どういうことを決りましたとかということ、これは否決されましたとかということはやはり最低限の報告、最低限の報告を、当然教育長はあいさつされた、教育委員会委員長があいさつされたというのは東近江市、彦根市では全部載っています。それだったら、何を話し合われているかという安心もありますし、当然そこの教育に関心を持っておられる方にとっては非常にありがたい情報だろうと、今どんなことを関心を持っておられ話合われたか。あるいは当然苦情

など、苦情が来る場合もありますけれども、やはりあとでこんなことがありましたよの報告よりも前に、公表していただくようお願いしたいと思っているわけですが、そのことについて、答弁を求めたいのと、どこまでの計画を考えられているのか。

第2点は、私は4回と言いまして、間違えていまして3回でございました。確かに条例の中に3回と書いてあるんですけども、必要性が教育委員会に対する必要性がものすごく私にはあると思うのです。定例会を3回ぐらいでは、今間に合わないのではないかと、臨時会をそれだけ開かれているんだったら、やはり私は市と町はわからないんですけども、市では毎月定例会が開かれているわけですね。だから、彦根市とか東近江市では定例会が開かれている、愛荘町だけ3回でいいのかどうかというようなこともありますし、それがおかしければやはりその条例を改正してやってもいいのではないかとこのように考えております。

それから、それが教育委員会に対する点と、もう1つ、弁当の日については、今いろいろ取り組みをされていると思います。弁当の日の話を子どもたちが自分たちが手作りで全部つくってやるところに良さがあると思うのです。私は質問したので、教育長もホームページで見られていると思いますけれども、やはり自分たちがすべてつくって、弁当をつくって持って来る。このお弁当比べもすることによって、生きる力の、自分たちの高校・大学・社会人になっても生きる力を与えている、そこにおける体験面というか、非常に出ておりますので、1回また皆さんで、教育委員会あるいは議会のなかでご協議いただいた上で検討していきたいと思いますが、そのことについて再度答弁を求めておきたいと思っております。

あと、「せいふう」についてでございます。今の現状、ほぼ順調よく運営していただいているということをお聞きしております。ただ、1点、若干2年前の7月頃に保護者から「せいふう」の運営についてのお問い合わせをいただいて、当時の杉本主監とも相談し、あるいは「せいふう」等の方とも相談し、改善されているところがあるかと思っております。入所者よりも虐待ということはありませんけれども、指導が行き過ぎているのではないかとこのようにあるところがあると思っておりますけれども、その後、いろいろ改善されている点もあろうかと思っておりますけれども、今の現状について、あるいは今どのように把握されているかについて、住民福祉主監の見解を求めたいと思っております。以上です。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 河村議員さんの道路事業についての点について、お答えさせていただきます。

諸々申し上げられましたが、この右折だまり、交差点改良等についても、過去そういう経験があって、「あの時に用地さえ買っておけばできたのにな」という反省を踏まえているところも確かにございます。一旦もうその空地になって、身内の方が整備をされて物を建てたり、ちゃんとした施設をされるともうまた難しくなるという経験を重ねているわけですけれども、そういった点で、やはり道路の用地というのはいかに先行取得できるかと、この手法をやっぱりちょっときちんとやらないと、何回もそういう反省をしなければならんというような状況になってきますので、過去にもいろいろと歩道の問題についても、ご提案を議会の方からもいただいています。やはり、これから今ならその用地を買っておけるという、その手法を何とか皆と検討していきたいなというふうに思っています。

やはりそのためにも、過去にもあるんですけども、「どんだけ幅員を買ったらいいのかわからないやないか」という担当の方からの反論もあったりして、その間にやっぱり道路計画というものを1つつくっておいて、ここは歩道付きの二車線道路をつくる計画だと、だからこれだけ幅員がいりますと、こういうものがないと、今買ってあげばというただ単なる思いだけではなかなか難しいので、何としてもやっぱり基本的な計画を早くつくって、今後買えるところからでも先行取得していくと。事業化が少々遅れても、今までの手法ですと、事業化と用地とはほぼ同時にやっていたから、事業化の目途を付けてから用地を買うという手法が普通だったので、それではやっぱりこれから難しいと。

ちょうど市の交差点、駅のところのあれも、あの角の空地の建物をつぶされて、その空地に空いた用地があって、「ああ今のうちに」という確か思いがあって、うまく事業化とそこはすぐに結びついて、あのようにはできあがりました。それがまた駅まで延ばしていく1つの目途が見えてきたということで、ああいうのは成功例ですけども、あれも計画は元々あったわけじゃない。やっぱり今だというタイミングをとられたのが、ああいうふうに入ったと、こういうふうに感じているところでございまして、何としても早く基本的な道路計画を、これは皆さんともよく相談しながら、ここにこういうものをつくったらいいやないかということは、非常にこれから町にとって大事な

話ですので、まず青写真をつくって、そしてみんなと協議して幹線道路、道路整備の基本の考え方を詰めていく必要があるというふうに思っているところです。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

○教育長（藤野智誠君） 河村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まずは教育委員会の議事録の開示ということですが、先ほども答弁させていただきましたように、大ざっぱに言いますと、議題として最初からあげているもの、協議題として協議をしているもの、教育長の方から日々の報告をさせていただくもの、大きく3つになるわけですが、そういった概要については報告を、開示をさせていただくという方向で検討していきたいと思っています。

あと、教育委員会の定例会の回数のことなんですが、市町によっては毎月1回ということが定められておって、その中に必要がなければ開かなくてもよいという1項が入っているという、そういう市町もありまして、定例会の開催は今も3回が本当に適切なかどうかということについては、委員の皆さまと相談させていただいて、教育委員長の判断をいただきたいと、そのように思っています。

3つ目のお弁当のことなんですが、先ほども答弁させていただいたんですが、学習指導要領の家庭科の中に、お弁当のプランをつくる、実際につくってみる、試食をする、そういったことが5年生と6年生で男女ともに学習することになっておりまして、ご質問いただいたように、大人になって、例えば大学生になって、どこかで下宿生活をするとか、学生マンションに入って自炊をしなければならないとか、そういった子どもたちが非常に今多いわけですので、そういった時に自分で食事をつくって栄養も考えて食べられるという、そういった子どもたちを育てていきたいとそのように思っています。

○議長（本田秀樹君） 住民福祉主監。

○住民福祉主監（西川都々子君） 河村議員の再質問についてお答えいたします。

2年前に不適切な指導があったということは、ちょっと聞き及んでおります。今現在につきましては、行政ができるだけ施設に訪問しているということと、それから職員の資質向上のためには、びわこ学園で長期研修を行って職員のスキルアップをしていただいている状況です。そして、重症心身障害者（児）の専門部会等の事務局については彦根市と「せいふう」の方で事務局を持たれている関係もありまして、その中でもいろいろな対応について十分協議をしていった中で、今現在の運営がなされてい

と思っておりますので、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩します。再開を2時45分からとさせていただきます。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時45分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 西澤久仁雄君

○議長（本田秀樹君） 9番、西澤久仁雄君。

〔9番 西澤久仁雄君登壇〕

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄。一般質問を行います。

まず第1に、平成24年12月議会の一般質問で国道8号中宿交差点（通学道路）について質問いたしました件で再度お伺いいたします。「この交差点は愛知川小学校の通学路になっており、毎日30名ほどの児童が通学しております。国道に縁石を設けて歩道の確保をするか、暫定的にガードパイプの設置ができないか、早急な安産対策をお願いしたい」の質問に、建設・下水道課長の答弁は、「交差点部分の歩道計画はあるが、国道の路肩部分が広がっていることから、縁石などの安全対策が必要と考え、国道事務所に従前から安全対策を要望してきたが、再度要望する。また、コンビニ経営者も大変危険であることを認識しており、具体的な対策や時期について再度協議していく」との答弁であったが、何年何月何日に国道事務所に要望し、コンビニと協議してきたか、お伺いいたしますが、国道の歩道計画が長引くならば、早急な安全対策を国道事務所の許可を得て、ガードパイプの設置をし、児童の安全確保のため、待機場所の確保ができないか、お伺いいたします。

私が調査したところ、25年4月から工事を開始すると地元の人が話を聞いておりますが、なぜ着工できないか、その間、役場に何遍となく電話をしても、私たちの話は聞いてもらえないとおっしゃっていました。

また、「町道中宿川原線改良と側溝の確保ができないのか」の質問に、町道中宿川原線に水路があるが、現在埋まっているので、埋まった経緯などを調査し、復旧するように努める」との答弁であったが、現在何も変わっていない。

再質問で、「既設があったのを埋めたおられるので、国土事務所と交渉ではなく、埋めた形跡があるのでそれを復旧したらよいのではないか」と質問いたしました。今度はごまかさないうでしっかりと答弁をしてください。

また、国土交通省の調査によりますと、全国の国道と都道府県道で通学路に指定されていて未整備が 30%、規定未滿に狭い簡易整備が 12%で、安全対策が不十分な通学路は 4 割を超えていると発表されました。

「愛荘町が通学路に指定している全通学路の安全対策は十分であるか。歩道が確保されている通学路は何%か」の質問に対して、「通学路の総延長距離を測定した数値については把握していない。各小学校から提出をされた通学路地図から計測すると、おおむね 37%の歩道の設置率となる。安全対策につきましては、学校・地域それぞれ関係者・教育者が現地に向かい確認をするというようなことを今後も進めていく」との答弁をされています。

あれから、9 ヶ月が経過しましたが、机上での計算ではなく、現実の通学路を関係者は総点検をしたか、またその結果はどうであったか。

ところどころに通学道路の標識が立っているが、全通学路に標識がたっていないのはなぜか。東近江警察署の交通課に聞いたところ、町道は町が、県道は県が設置するのが基本ではあるとの答弁であったので、その対応ができていないので、次の 5 点をお伺いいたします。

1、国道事務所、コンビニと何年何月何日に要望・協議してきたか、この結果は。2、地元の話では 4 月から工事を開始すること、まだの理由は。3、町道中宿川原線の側溝工事の復元はなぜできないのか。4、関係者は町内の全通学路を総点検したか。5、通学路に標識が立っていないのはなぜか。

次に、第 2 点目、町営住宅跡地についてお伺いいたします。豊満南団地・豊満団地・愛知川団地・沓掛団地・長野団地跡地の計画図を示されております。豊満南団地は現在、豊満自治会との話があるようですので、それはそれで今後は進めていただいて、愛知川団地は愛知川自治会との話は現在ないようですので、期限を切って交渉していただきたい。沓掛団地は愛知川小学校の駐車場の計画と聞いており、進んでいるようですので、それはそれでまた進めていただきたい。

問題の 2 団地跡地についてお伺いいたします。豊満団地は官民境界で氏子総代との話がかず、休息状態で町としてこの状態をどのように思っているのか。もっと前向

きな方法があろうと思いますが、いかがですか。早い解決を望みます。

次に、長野団地は全面積 3,734 m²、自治会売却面積 340 m²、個人売却面積 322 m²、町有地面積 467 m²、道路用地面積 1,034 m²、一般売却面積 1,571 m²と示されています。問題は設計であり、調整池に駐車場を設けたり、自治会へ売却した前の土地に防火水槽を設けたり、不自然な計画がしてあったので、再三再四おかしいと意見を申し上げているにもかかわらず、担当者は考えを直そうとしないので質問をいたします。

調整池の駐車場は、白線が削ってあって使用しないようにしたのか、またゼブラゾーンに防火水槽の設置は考えられなかったのかと、担当者に話をしても防火水槽用地の計画は白紙にしないとの返事、白紙にしないと担当者が答弁されているならば、愛荘町のほとんど自治会は苦勞して字の土地および道路に防火水槽が設置されているのが現状ではないか、その各自治会のそうされた措置はどのように考えているのか。長野自治会が防火水槽を希望されるのであれば、その場所 170 m²を自治会で購入してただいて設置してもらったらいかがなものですか。私は納得いかないのでこの件について各自治会長さんにお出会いしてお話をさせていただきました結果、ほとんどの自治会長さんは、町がそのようなことをしていただけるならば、我が村にも町有地がほしいということでした。長野団地跡については計画が間違っているとしか思えない。調整池の役割を果たすのか、またゼブラゾーンに土地があるのになぜ設置できなかったのか。

町営住宅跡地について、4点を答弁を求めます。豊満団地は今後どのように進めるのか。調整池の駐車場予定地の今後は。長野団地の防火水槽の設置予定地の変更は考えていないのか。ゼブラゾーンでの防火水槽設置は考えられないのか。以上4点です。質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） ただいまの西澤議員さんからの町営住宅跡地についての4点のご質問のうち、3点目、長野団地の防火水槽の設置予定地の変更は考えていないのかについて、お答えをさせていただきます。町営住宅長野団地跡の防火水槽設置につきましては、町有地の有効利用を考える中、地元自治会から防火水槽の設置要望があったところでございます。当区域には、消防法に基づく消防水利の基準を満たす防火水槽が設置できておりません。防火水槽が設置されていない現状を踏まえ、地元

自治会から設置要望されているところがございます。防火水槽は消火栓が使用できなくなった場合に備え、整備するもので、町有地・町道の中にしているもの、神社や寺院の境内地・敷地に設置しているもの、集落の公民館敷地や公園緑地などに設置しているものもございます。町有地の中には町営住宅の旧豊満団地、旧愛知川団地、現在の新豊満団地の敷地にも防火水槽を設置してございます。

今回設置要望のありました箇所につきましては、まず町道沿いの土地であること、さらには防火水槽の管理上、問題がないことから要望があったものでございます。幸いにして、当区域には長野団地跡が町有地として存在いたしておりますことから、この土地を防火水槽用地として活用したいと考えております。

次に、4点目の町営住宅長野団地跡ゼブラゾーンでの防火水槽設置につきまして、お答えをいたします。ゼブラゾーンでの防火水槽設置について、施工上、標準的な長方形型防火水槽を設置する際には、約12m×7.5mの掘削範囲が必要となります。施工スペースが確保できないため、設置することができません。また、狭隘な箇所で設置される円形型防火水槽の設置につきましても、掘削範囲がおおむね直径8mとなりますが、埋設深さを5.3m掘削する必要があります。ゼブラゾーンの中に下水道管、上水道管も埋設されております。また、掘削により隣接家屋、本当に近いところに隣接をしている状況なんです、その隣接家屋にも影響が出ることも予想されるため、現状ではゼブラゾーンには設置できないものと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 管理主監。

〔管理主監 北川孝司君登壇〕

○管理主監（北川孝司君） 西澤議員の2点目の町営住宅跡地についての豊満団地を今後どのように話を進めるかのご質問にお答えいたします。町営住宅豊満団地跡地の官民境界の地元との立会いにつきましては、平成23年9月に終えております。その後、官民境界を確定するための立会印をいただきたくお願いをいたしておりましたが、未だ押印いただけない状況でございます。当該地は神社所有地となっており、総代さまから豊満団地跡地の利用計画に対し、町が工事を施工すると境内が冠水するなど異議申し立てが出ております。

町といたしましては、跡地利用計画として公売することとし、住宅跡地を2分する水路の付け替え工事を行うことによって土地の熟成度を高め、一体的利用ができるよ

う整備を行う旨、地元説明を行ったところでございます。しかしながら、この水路の付け替え工事によって、水路から水が越流し、境内が冠水することが考えられるとのことで難色を示されております。

水路につきましては、上流水路幅、下流水路幅、水路勾配から最大断面を計算し、整備することとしております。現在でも大きな雨が降ると冠水しており、この冠水が町有地から起因するものとは考えられず、また、付け替えする水路断面を現状より大きくなど計画をしております。町有地水路から越流することは考えられないとの説明をしておりますが、ご理解いただけない状況であります。また、異議申し立てに反し、工事を施工した場合は冠水によって生じる損害を補償するようにとの要望も出ております。

これらのことから、対応に苦慮しているところでありますが、少しでも早く土地の公売を進めたいと考えておりますので、改めて総代さまに説明をし、ご理解がいただけるよう努力をしております。

次に、長野団地跡地の調整池の駐車場予定地の今後についてのご質問でございますが、調整池の機能を果たすため駐車場としての利用は考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 建設・下水道課長。

[建設・下水道課長 中村喜久夫君登壇]

○建設・下水道課長（中村喜久夫君） 西澤議員の1点目の国道事務所やコンビニといつ要望・交渉したか、またその結果について答弁をさせていただきます。コンビニにつきましては、平成24年11月10日頃、コンビニのオーナーに「学校から通学路の危険個所として改善要望されており、何らかの対応をお願いします」と伝えましたところ、「危険なことは承知をしています。何らかの対策を検討します」との回答をいただきました。その後、進展が見えないため、5月頃にも再度、コンビニの店長に連絡をしましたが、この時も同様の回答でありました。しかし、8月22日にコンビニの店長に依頼した際は「どのような対策を講じればよいのですか。どのような方法がありますか」と尋ねられましたので、「赤いポールか黄色ドラムを設置して車が通り抜けしづらい対策をお願いします」との回答をしました。その結果、8月26日、駐車場には黄色ドラムを設置していただいたものでございます。

コンビニ前の国道側の歩道設置につきましては、平成24年12月10日にコンビ

ニの土地所有者と国道事務所職員が用地交渉をされましたが、国道から店への歩道出入口の幅等について了解が得られず、交渉は成立しませんでした。

そのため、町といたしましてもご協力をしていただけるよう、今年になってからコンビニの土地所有者にお願いに行きましたが、「国道の出入口の問題で要望する内容が認められず、その後も国道事務所から何ら回答がないので、用地交渉は近隣の他の土地所有者の交渉がすべて終わった段階でしか応じない」と言われまして、現在国道事務所の検討結果待ちとなっているものでございます。

2点目の4月からの工事開始が遅延している理由であります。平成24年12月に用地について、土地所有者と国道事務所が交渉したところ、協力いただけるという返答があり、平成25年1月に国道事務所が用地測量を行いました。しかし、法務局の公図と用地測量とに誤差があり、その修正に現在時間を要しており、処理が終わり次第、用地買収を行って本年度に事業着手をされると聞いております。

3点目の町道中宿川原線の側溝工事の復元についてですが、水路が埋まった経緯につきましても、土地所有者が宅地と道路の間に段差があり、進入に支障をきたしていることから自らが埋められたと確認をしております。この件につきましても、ただいま2点目で答弁をいたしました歩道工事が完了しますと、国道と町道中宿川原線の交差点部分において町道側の歩行者安全対策が必要になることから、復元は求めておりません。

5点目のスクールゾーンの標識が全通学路に立っていない件について答弁をします。スクールゾーンは、歩行者と車両の通行を分けて通学通園の幼児児童の安全を図ることを目的に、平成14年度文部科学省交通安全業務計画で初めて示され、全国の教育委員会に通達されたものです。設置につきましても、交通安全対策基本法に基づく町の交通安全計画に掲げ、公安委員会との協議により、交通規制等を行い、安全を確保するものとなっております。

しかし、当時はこうした経緯を経ずに、全国的に設置が普及しましたが、近年は児童生徒に限らず、高齢者や障がい者等の交通弱者全体を対象とした交通安全エリアの整備に重きが置かれるようになり、スクールゾーンの活用は減少し、「学校・幼稚園・保育所等あり」の警戒標識に変更されている状況にあると聞いております。よって、当町におきましても、今年度関係所管に学校および園、周辺の歩行者関連標識について調査等と呼びかけ、結果を関係所管等で協議し、必要に応じて関係所管で対応して

いきたいと考えているものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 教育振興課長。

〔教育振興課長 青木清司君登壇〕

○教育振興課長（青木清司君） それでは、西澤議員の通学路、ご質問の4点目、町内の通学路の総点検についてお答えをいたします。通学路の確認・点検につきましては、小学校を重点的に実施しております。昨年12月の一般質問を受けまして、今年度に入り、各小学校に再度通学路を確認するよう指示し、図面表示したものを提出していただきました。その図面を基本に本課におきまして、愛荘町全図に色分けして図示し、取りまとめ、秦荘地域と愛知川地域の一部を6月25日に、愛知川地域を7月2日に職員2名が自転車で図示した路線を走行し、測量したものではないので、約の数字ではございますが、38.5 kmと危険箇所を確認したところでございます。

通学路の延長の内訳でございますが、秦荘東小学校は約10 km、秦荘西小学校が約8 km、愛知川小学校が約12 km、愛知川東小学校が約8.5 kmということでございます。

また、今年度は、学校・PTA・東近江警察署・道路管理者・教育振興課による点検を、春の交通安全運動に絡めまして、愛知川東小学校で4月15日に実施をいたしました。そのほか、登校・下校指導を兼ねたあいぼうくんの取り扱い資料を全小学校で7月の10日に実施をしております。

その結果、道路管理者におきまして、昨年度に引き続きグリーンベルトの設置や、繁茂した樹木・雑草の除去を実施していただいております。この通学点検は昨年度より京都亀岡での事故を受けて実施しているものでありますが、今後も毎年度1学期において順次確認・点検を実施してまいりたいと思います。以上答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄。再質問をさせていただきます。

一番初め、総務主監から「防火水槽の件で地元から要望があった」という答弁と、町営住宅跡地豊満団地、旧愛知川、新豊満団地の敷地に、これに町有地に防火水槽が、これは町営住宅があったから防火水槽を設置義務があったんで、今の長野団地はもう団地跡地や、この辺を一緒に考えておられるのと違いますか。

先ほど私が質問しましたように、170 m²を前の土地に町有地と、一等地を町有地においておかれる。そこに防火水槽を設置予定だと言っておりました。先ほどの質問の

中にも、各自治会長さんが「うちも町有地がほしいわ」と、そんなことをしていただけるならば、ねえ、何も町が出んかって、6分の1で出して、土地は半額で購入してもらえたら、そんでよろしいの違いますか。その辺は何か前と一緒にごっちゃにされた、消防法どうのこうのと、それやったらそれでそういう指導をされたらよろしいのと違いますか。

それから、ゼブラジゾーンには設置できないという話ですが、ゼブラゾーンは何㎡、何mの何mの何㎡ありますか。ご存知ですか。私、測りに行ったところ、11mの15mの斜め、その横に水路があります90cmの、そしてその東側に4mの道路があります。初めからそこに設置しようと思えばできたはずですよ。それで設計ミスです。誰が設計を指導したのか。これは町ミスですよ。それをこんな答弁をいただくなんて情けない。これ今はじまって話をしているのではないんです。管理主監にも再三再四話をしております。そうしたら、総務の方やというような話で総務に行ったんですけども、もう少し頭の転換をしていただきたい。

他の自治会長さんは「町は何をしておるのや」と、率直に言わせてもらったら、苦労して苦労して各自治会で防火水槽を今まで設置してきたやないかと、それらをどうして手当してくれるんだという話をされている自治会長さんもおられます。そういうのを含めて、これ一般質問でやっているのも、もう少し親切身のある答弁がいただきたいかった。まず、その点は、この2点はまず。

そして、続きまして、豊満の団地跡地、官民境界は地元としたけれども、あとの立会の印鑑がいただけないというふうな答弁でした。それで、あの中に確かに町営住宅時代から今も水路がまっすぐ通っております。それを一旦北というのか東の方へ打って道路沿いに水路を変更したいということだろうということ、ある氏子総代さんは「あそこの土地を売却するために、土地の値段を上げたいために町はしよるのか」と、いろいろな話を聞いております。それでなかなかうまいこといかんというような話ですので、いつまでこの交渉をされるのか。もし、そういう交渉が長引くというのならば、売却やなしに他の町の施設をしっかりと持って行くとか、何か変更枠があってもいいのではないですか。いつまであの状態で話がつくまで、いつまでほっておかれるのか、その点もお聞きしたいです。

それから、調整池の件について、調整池はもうそのまま使いたいということですので、現状はまだあのバリケートを外せば、車があそこへ下りられるような斜めの歩道

というのは、調整池へ下りられる状態がありますね。それはいつ撤去されるのか。そしてまた、あの調整池は2ヵ所の排水溝は認められますけれども、雨が降った時の調整池とは決して思われたい。早く言えば、側溝から30cm下に排水溝が両方とあります。雨水が溜まる1cmもないわけです。それが調整池と言えるものかどうか、はじめから駐車場という感覚でされたものだと私は現場を見に行きまして思いました。調整池だったら調整池らしくするのが本意ではないのですか。現場、皆さんご存知だと思いますので、その点も答弁願います。

それから、国道8号の中宿交差点の件について、はじめの答弁は12月の議会で答弁いただきました。なるほど、8月26日駐車場に黄色のドラムを設置された。私も確認しました。2つ置いてあります。それに一応コンビニは「通学路のため、通り抜けご遠慮ください」というふうに2枚置いてあります。並んで置いてある、もう1ヵ所工夫しておけばいいのになという節もあります。

それで、話が長引くならば、このたまり場所に、12月も長引くならば暫定的にガードパイプを設置できないのかと、この何でしたら、何か公図と間違いやから、なかなかできそうもないような話を聞いておりますが、とにかく2学期も始まり、毎日毎日児童が通学しております。もう少し親切な回答と、即やはりあのガードパイプ組むのに何十万何百万かかるものではない、許可さえもらってやれば既設のものを掘って埋める、そういうことができると思いますが、それがなぜできないのかな、不思議でなりません、それを答弁いただきます。

それから、通学路に関連いたしまして、いろいろと、一般質問してから各学校されました。そして、自転車で点検したと、それに私が一般質問で、「その結果は」と聞くのに、結果は何も答弁してもらっていません。どういう結果であったか。例えば、私が見て回った、歩道に障害物があったか、なかったか。通学路の歩道に自動車がじゃまになったか、なっていないなかったか。私この目で見てきましたけれども、その結果は何も返ってこない。どこを自転車で点検されたのかお聞きしたいです。まあ再質問はこの辺で、よろしく願います。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（杉本幸雄君） 今ほど再質問をいただきました防火水槽の関係についてお答えをさせていただきます。防火水槽設置につきましては、議員ご指摘のとおり、各集落とも用地選定に苦慮されていることは承知をいたしております。そういう中に

ありまして、今までから防火水槽の設置用地につきましては、公共用地の候補地がないかというようなことで、まず1番に探しているのが現状でございます、先ほどの答弁で、その設置箇所について、町内の状況を大まかな説明をさせていただきましたが、確かに道路敷きに設置してあるのが一番多い状況でございます。そのほか、なかなかもう公共用地が見つからないと、町有地が見つからないと、集落の公民館あるいは消防詰所とか、公園緑地等々を探していくわけでございます。

そういう中にありまして、当地域には町営住宅跡ということで、町有地が幸いにしが残っていることから、その町有地を活用させていただくものでございまして、今ある町有地を有効活用をさせていただきたいということでございます。

そして、ゼブラゾーンの位置につきましては、確かに議員ご指摘のとおり、当初の段階でということにつきましては、現状、既に形がもう道路形態なり、ここの跡地利用の関係で現況ができあがっておりますので、誠に申し訳ございませんが、今ある現状のなかでそのゼブラゾーンに持って行こうとすると、余掘りもしなければならない問題、あるいは隣の住宅におよび被害というようなことで、現状の中ではそこへ持っていけないというようなことで誠に申し訳ございませんが、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（本田秀樹君） 管理主監。

○管理主監（北川孝司君） 西澤議員の再質問にお答えいたします。豊満団地の跡地につきましては、ご答弁申し上げましたとおり、一体的利用ができるよう現状水路の付け替えなどを整備して公売に付すこととしております。そのため水路を現状のままにしておきますと、土地が2分され、一体的利用ができなくなり、土地の価格というか、不動産鑑定額も低下すると考えており、やはり土地を公売する場合、収入ということ考えると高く売りたいということで、水路の付け替えを考えたものでございます。代替措置につきましては、今のところは考えておりません。

いずれにいたしましても、このようなことを総代さまに懇切丁寧に説明申し上げまして、理解いただけますよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それと、続きまして、長野の団地跡地の調整池の件でございますけれども、町道長野南中央線沿いにございます。現在はバリケードで入れないようにしておりますけれども、恒久的ということで安全のためにフェンスの設置、またスロープにつきまして

は取り除く予定でございます。一応予算をまた要求し、計画をしていく予定でございます。

また、調整池につきましては、その町営住宅の跡地の降った雨の流れとしましては、下流につきましては不飲川、また集落内の水路には流れていくということになっておりますけれども、水路断面につきましては小さく、大きな雨が降れば一気水となって越水するというので、調整池の方へその越水が空いている方で、そちらの方へ流して、そして水路の方の水量が下がればそちらの方へ時間差で流れていくような計画をしております。以上、よろしくお願いたします。

○議長（本田秀樹君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（中村喜久夫君） 西澤議員に再質問をいただきまして答弁をさせていただきます。今の中宿川原線のセブンイレブンのところにあるたまり場の部分でございますが、やはりもう少し親切な回答ということで、またガードパイプが設置できないかということで、今言われました。建設・下水道課としまして、当時は国道事務所がまず歩道を設置していただけるという予算をされまして、それからコンビニでの敷地内ということもありまして、コンビニの方でどうにか対応していただけるであろうという安易なところが少しあったかなというふうに思うところがございます。

町といたしましても、やはり交通弱者に立った考えを、町としましてもそういう目線に立った視点で、今後は考えていかななくてはならないというふうに感じたところがございます。

今のガードパイプにつきましては、今暫定的にコンビニの方でクッションドラムを2個設置いただいておりますので、今西澤議員が質問されましたことに関しまして、再度コンビニの方に協議の方を持って行きたいというふうに考えております。

また、今国道事務所におきましても、地図が違うということで進められておられるところがございますが、その地図訂正につきましても、早急にしていただけるように今後とも鋭意努めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（本田秀樹君） 教育振興課長。

○教育振興課長（青木清司君） それでは再質問にお答えします。まず答弁が不足しておりますので申し訳ございませんでした。職員2名が通学路を自転車で確認した結果でございますが、32カ所において危険もしくは改善があるということで職員の方からは報告をいたしております。その中には、雨が雨水が溜まるようなへこみがある、ま

たは歩道のラインが薄い、それとかマンホール蓋が特に上がっていたり下がっていたりというようなところ、それから歩道を設置した方がいいのではないかというような所管の意見を添えた中での写真を付けて、その点検結果について報告をしたところでございます。

その後におきまして、先ほども答弁で申し上げましたとおり、道路管理者におきまして、歩道が設置できないところについてはグリーンベルトの対応をしていただいたり、雑草の草刈りをしていただいたりというような、できるところからの対応はしていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） それでは再々質問をさせていただきます。

今、総務主監がまずは水槽の件をおっしゃいましたけれども、前の一等地に初めから170㎡をそこに水槽をするって設計上の、これやったら長野西の自治会で半額で購入していただいて、そこに設置してあげたらいかがですかと、それをご了解くださいと言われても、各自治会長さんにお話をさせていただいている関係上、「はい、そうですか」とは言い難い。なぜ、自治会に購入してもらえないのか、それが不思議で仕方がない。

それから、ゼブラゾーンの件に関しましても、何㎡あるかご存知ですかと問うているのに、その返事ももらえない。何が何でもそこへ水槽を付けるという頭から離れないのと違うかなと、不思議でしようがない。やっぱり、問うたものに対して素直に面積のこうこのこんだけですと、なぜ言えないのですか。

私が測りに行った時に、先ほど言いましたでしょう。11m、15mと、90cmの水路があると、その横東側にまだ4mの道路がある。その4mの道路も含めれば相当な面積になりますよ。そういう確認もしないで答弁ですか。やっぱりきっちりと、私らも一生懸命です。議員が一般質問するのに、現場を見に行ったり、測ったり、机上の上の計算だけで答弁、情けないです。もう少し親切な答弁をお願いしたいです。

それから、豊満団地の一応のそう言わざるをえん答弁かいなと思いますけれども、いつまでそうしたら、これ待たれるんですか。先ほどもちょっと氏子総代さんの話をしましたけれども、「町はあの土地を高く売るために、川をこっちへ付け替えするのと違うのか」というようなきつい指摘もいただきました。それは私は管理者でないの
で知らんけれども、今まで住宅の時はああしてほっといて、今こうして整地しようと

思って、そこにも書いておられますように、「熟成度を高め、一体的利用ができるよう整備や」というふうに書いておられますけれども、やはり1つの土地にして、その人のご指摘のとおり、高く売ろうとか、もしこれが実現しなかったら、あくまでも待たれるのですか、計画変更されるのですか。先ほどもちょっと言いましたけれども、この答弁もいただいておりません。何年ぐらいを目途にして計画変更なり、何なりをしていかなあかんのと違うかなと、あくまでもそこを売る土地や、売る土地やと一点張りで行かれるのですか。その辺も考え直さなあかん時が来るのと違うかなと、これもお願いしたいと思います。

そして、調整池の件につきましても、あの調整池が側溝も上から30cmの調整池で用は足すんですかと、早く言えば、両方に側溝がありますわね、水が流れます、側溝から逆流してきますでしょう、すぐ調整池へ、雨水が多いと。それで何のための調整池ですか、あれは。調整池が役に立たん、ある程度、深く置いておいて、川が氾濫せんようにというのであれば、水をそこで溜めておくのが普通でしょう。それで、川の水がなくなった時に調整池から水を排出するというのが調整池と違いますか。あの状態を見たら、何やろうなど、わずか30cmですよ、深さが、それも答弁願います。

そして、先ほどちょっと、青木課長の言われました通学路、いろいろとあとの結果はどうであったかというのはいいただきましたけれども、それで私が言いたいのは、その一般的じゃなくして、本当に歩いて自分の目で確かめたら、私は確かめてきましたが、はっきり言いましょ、歩道に田植えする箱の洗い機が歩道にあるんですよ、見られましたか。そして、歩道があります。自動車が半分出ているんです歩道に。そういう状態が一番危ないんですわ。もう1ヵ所、歩道か歩道でないか知らんけれども、車が軽トラが横付けされています。あれを毎日児童が通っているんです。

それをほっておいてはあきませんということを言いたいんです。私現実に見て回っています。前の教育次長、村西さんの時も行ってもらった。フラワーポットやら全部置いてあった、どけてもらいました。そのそこら辺全部そうでした。それも目で確かめて一辺確認して交渉してほしい。答弁願います。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（杉本幸雄君） 防火水槽の件で再々質問をいただきましたことでご答弁申し上げたいと思います。ゼブラゾーンの面積につきましては、アスファルト上に表示してあるだけの歩道の三角地に近い状態のところでありまして、そこに接していま

す町道敷きの部分も含めて、設置をしようとするとは何とかギリギリそこへ入るかなというぐらいの余掘りをする部分が必要ですので、道路敷きも含めるとギリギリになります。ただし、そうしますと当然この地域は地下水利も高いですし、砂利層で回りが砕けてくる心配もございますので、今現状のもう既に構造物等、周りにできている中で、隣接地の住宅もすぐそばにございますので、そういうことからここへ施工するということは大変難しい状況になってございますし、それと既に下水道管等の工事もできてありますので、確かに先ほど来、ご指摘のとおり、当初計画を言われますと、結果的に今入れることは大変難しい状況ですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（本田秀樹君） 管理主監。

○管理主監（北川孝司君） 西澤議員の再々質問にお答えいたします。豊満団地の跡地の土地につきましては、町有地ということで土地所有者といたしましては、やはり公売する場合には少しでも高く買っていただきたいというふうに思っております。町の収入として入ってくるものでございますので、少しでも高く公売をしていきたいというふうに考えております。時期ですけれども、今のところ、将来的にはわかりませんが、現在の計画で進められるよう粘り強く、地元のご理解をいただけるよう努力をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと、長野団地の調整池の水の入ってくる、また排出される口ですけれども、両側に走っています水路については、可変側溝ということでその水路底よりも 30 cm 高いということで、そこから調整池の方に水が入るように考えております。水量が 30 cm 以下の場合には調整池に入りませんが、雨量が多くなってきて、その水路の 30 cm を超えた場合は調整池の方へ溜まるような仕組みになっています。調整池の方へ超過した分については調整池の方で一時貯水をしまして、水路の方の下流の水路が流れがスムーズに流れてきた時に、時間差で調整池の水路が流れるような構造となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（本田秀樹君） 教育振興課長。

○教育振興課長（青木清司君） 通学路の件でございますが、学校・PTAと連携しながら現地確認をして、早急な対応をしていきたいと思っております。またお気づきの点にございましてはご一報いただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（本田秀樹君） 答弁者に言っておきます。先ほど西澤議員がゼブラゾーンに

ついて何㎡あるのかというご質問を、再質問、再々質問しておりますが、その答弁が抜けております。

また、170㎡の町有地を地元長野西になぜ買ってもらわないのかという質問もあったと思いますが、その2点、答弁が抜けておりますので、答弁をお願いしたいと思います。町長。

○町長（村西俊雄君） 長野の町営住宅の跡地に防火水槽の計画があって、その用地を地元で買ってもらうべきだというようなご意見だと思います。今防火水槽の調査をいたしまして183カ所、町内にごさいますて、これはもうさまざま、その所有関係、立地しているところ、本当にさまざまにごさいますて、道路敷きが一番多くございまして、町道敷きが一番多い、その他民地でも、企業誘致であるとか、宅地まで置かしてもらっている。それから公共施設、公民館、公園緑地等はたくさんございまして、あるいはまた神社、お寺の境内地と、誠にさまざまにごさいますて、この防火水槽の設置については、本来、現在あるところの用地に協力をいただいて設置すると、その設置のためにわざわざ自治会なり、町が用地を所有してまでやっているというのは、絶対ないとは私はよくわかりませんが、まずまずないのと違うかなと。まずは地元の要望に基づいて、こういうところの用地につくっていただきたいという要望があって、原則として、現在の所有の用地につくるというのが、まあやり方であって、今の長野は、どっちかと言えば、町有地でありますから、町有地をわざわざ自治会に買いなさいというのはちょっとどうかと、これはやっぱり防火水槽そのものはやっぱり町の施設でもあって、本来は全部町立でせんならんかわかりませんが、そんなことまでは絶対できないので、現状としてはいろいろな所有者のところにつくらせてもらっているというか、そういう状況になりますから、わざわざ町有地を地元の自治会にそれを買えというのはちょっといかなものかなというふうには感じているところでございまして。

○9番（西澤久仁雄君） それやったら、なぜゼブラゾーンの初めからそこへ設置をしなかった、設計がミスやった町の。町の設計ミスを何ということ町長、言っているの、初めからそこへ防火水槽を設置するのであれば、ゼブラゾーンにできているはずやで。それを棚に置いておいて、今何ということ言うの。それを言っているのやないか。一番初めからゼブラゾーンさえ持っていっておけば、こういう問題は起きない。町の設計ミスやと言っている。それを棚に上げて、そんな答弁はあらへん。

- 議長（本田秀樹君） 町長。
- 町長（村西俊雄君） ゼブラゾーンは先ほど来、何回も主監がお答えしていますと
おり、そこにつくることは非常に困難だというような結論が出ていることです。
- 9番（西澤久仁雄君） 初めからそこにつくる予定であれば完全にできたっと言
っているのや。設計ミスやんか。町の設計ミスを正当化したらあかんやないか。
-

- 議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。
- 休憩 午後3時47分
再開 午後3時49分
- 議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
-

- 議長（本田秀樹君） 町長。
- 町長（村西俊雄君） そのゼブラゾーンたるもの、私、もともとそこにつくる意識
なんて、まったく最初からございませんでしたので、ちょっと意識がないところであ
ります。
- 議長（本田秀樹君） 続いて、答弁お願いいたします。
面積わかり次第報告させていただきます。
-

◇ 森 隆一君

- 議長（本田秀樹君） 13番、森 隆一君。
〔13番 森 隆一君登壇〕
- 13番（森 隆一君） 13番、森、一般質問をいたします。

1 問目ですが、県立愛知高等養護学校における障がい者のための実習施設に関して
お尋ねします。愛荘町唯一の県立施設である愛知高等学校が、県立校の小規模校に該
当し、統廃合の対象になったことは記憶に新しいところであります。

このような中、滋賀県立高等学校再編実施計画が示され、愛知高等学校については、
特別支援学校との交流を通してノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する
との方針が出され、本年4月に愛知高等養護学校が愛知高等学校に併設開校され、早
半年が過ぎようとしています。今では県下各地から生徒が楽しく通学されていると聞
き及んでいます。まずもって愛知高等学校の存続にご尽力いただきました愛荘町議会、

愛知高等学校卒業生、地域住民の皆さまに愛知高等学校同窓会の一員として感謝を申し上げます。ありがとうございました。

愛知高等養護学校においては、遠いところからは大津市から毎日休まず通学されています。心配していました普通科の生徒とも何ら問題もなく、仲良くしていると聞いております。ただ、先般の愛知高等学校体育祭も全生徒が一体となって成し遂げられ、大変頼もしく思っております。

過日も来年度の応募予定生徒の面談をされたところたくさんの方が来られたことです。たくさんのお応募予定生徒が来られるということは、県下での高校養護学校が少ないこともあります。先生や地域の方々が愛知高等養護学校を守り育てようと一生懸命に努力し、支援や協力をされていることが県下に浸透しているのも事実であります。また、卒業生、いわゆる障がいを持つ子が自立を目指し、今後希望を持てる地域の学校として評価され大いに期待されているものと思います。

そこで、町長にお尋ねいたします。先般、愛知高等学校教育振興会や愛知高等学校同窓会から支援要望がありました旧愛知郡役所を活用した実習施設の整備支援ですが、町で保存活用を進めていただければ、高等養護学校に在籍する障がいを持つ子どもたちの自立や就労の確保はじめ、本年3月議会の予算特別委員会などで説明のあった高等学校生と高等養護学校生が、また地域住民と同じ場所で学び、コミュニケーションがとれる場づくりができることとなり、愛荘町総合計画にうたっている人権の尊重に基づき、町が進めている人権尊重を切り口とした人にやさしく、すべての人に人権を尊重するまちづくりに匹敵するものと思います。

人権を尊び、人権を大切にす愛荘町として、この事業が実現するよう努力してほしいと思います。今の時代、旧郡役所の曳き家あるいは改修においても、建築技術がかなり進んでおり、そう難しいものではないと思います。この事業に関する町の考えと、現時点での進捗状況についてお尋ねします。

また、一部の改修、耐震補強に係る費用が3億円かかり金額を町が負担するという記事などが一般に出回っているようです。町として、概算事業費はどれぐらいを想定し、その財源として国の交付金や地方債がどれぐらいになり、地方債は何を適用し、返済は何年で、後年度における交付税措置を考慮し、一般財源はどれぐらい必要となるのか、3億円記事との公平性を期するためにもお尋ねいたします。

また、町としてJA東びわこ統合支店との関連で、JA東びわこの話し合いも早

急にしなければならぬと思いますが、J A東びわことしては、旧愛知郡役所がどのような方向で進むのか気にしておられると思います。

町として、曳き家などで時間を要するならば、J A東びわこと話し合いを持ち、期間を定めて、旧愛知川警部交番所を貸す方法もあると思います。例えであります、借主と賃貸者契約を結び、町の財源確保を考えると、空いたままの状態で置いておくより、一時貸して土地施設の有効活用を含め、効果的な方法と考えますが、町長の考えをお尋ねします。

次に2点目の質問ですが、この質問は7日のある新聞に載ったがため、ちょっと戸惑っているわけですが、一応通告しておりますので、質問をいたします。旧愛知川・秦荘が合併し、愛荘町が誕生以来、約7年半が経過いたしました。当初は、旧両町の行政機能や自治活動その他多くの相違点があったため、住民などの戸惑いが言葉では表現できない垣根があったことは事実です。しかし、今日までの時の流れが、これまでの違和感を一掃してくれたとでも申しましょうか、現在では愛荘町としての一体感が培われてまいりました。その大きな要因は、住民と行政の協働によるまちづくりが軌道に乗りつつある証拠だと思います。

平成20年1月に町の指針となる愛荘町総合計画が策定され、あらゆる分野が進められているわけですが、最近の大型プロジェクトとして、次世代を担う子どもの食育の殿堂であります愛荘町給食センターは既に有効に機能しておりますし、本町の活性化の骨格であります湖東三山スマートインターも、仮称ではありますが蒲生スマートインターや小谷城スマートインターに先がけ、県内トップを切って開通目前になっています。

これらについて、各関係機関の協力はもちろんのことですが、県や中日本高速会社などに対し、村西町長はじめI C建設促進期成同盟の関係者の皆さまのご努力により、実を結んだものです。しかし、若干行政上の不祥事もありましたが、町の最高責任者として苦勞されたことと思いますし、また町長として今後取り組もうとされる課題や、あるいは取り組み半ばのものも多くあると思います。

そこで、いささか時期尚早と思いますが、私ども町議会同様、町長の任期満了が来春3月4日と認識しておりますが、村西町長自身、2期目の出馬の折り「次期の出馬はいたしません」と発言されていたとお聞きしておりますが、その後の町長の心境をお尋ねいたします。以上、質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の旧愛知郡役所を活用した障害者のための実習施設についてのご質問にお答えをいたします。県立愛知高等学校の存亡に関わる県立高校の再編につきましては、5年前に県の行政改革の方針に沿って設置されました県立学校あり方検討委員会において、再編計画の検討が始まったわけであります。

その中で、愛知高等学校が統廃合の対象になっているとの報道が突然流れました。一挙にそのために危機感が爆発いたしました。当町にとって愛知高等学校は唯一の県立施設であり、長い歴史とともに今日まで優れた人材を輩出し、いろいろな分野で活躍されている先輩たちが多く、県下で唯一、愛知高等学校を名指しの廃止報道が流れたために地域に衝撃が走ったのであります。その町議会をはじめ、町行政、愛知高等学校を支援する関係団体、地域が一丸となって存続の要望活用を展開してきたことは記憶に新しいところでございます。

その結果、地域とともに学び、地域が育てる学校として、みんなの運動が見事に実り、平成23年7月滋賀県立高等学校再編計画が示され、愛知高校普通科の存続と併せて愛知高等学校に高等養護学校を併設し、交流を通してノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進するという方針が打ち出され、愛知高等学校の廃止に危機を免れたところであります。改めて、存続にご尽力をいただきました町議会をはじめ学校関係団体の皆さまや地域の皆さまに感謝を申し上げる次第であります。

愛知高等学校は地域に根ざし、地域とともに学び、地域とともに生きていく「地域共学」を教育目標といたしております。また、併設されました愛知高等養護学校は本年4月より開校され、遠くは天津からも登校してくる生徒や増員された教員とともににぎやかな声が響いているところであります。

特に普通科と障がいのある高等養護学校の生徒が同じ敷地の中でともに学べる環境をつくり、双方の高校生にとって思いやりや協調性のある豊かな人間性や社会性を育むとともに、障がいのある生徒の社会自立や職業自立に向けた教育を実践しようとする学校であります。

そのため、生徒だけでなく、地域住民と同じ場所で学び、ふれあい、コミュニケーションを図ることによって社会性を身につける場所が必要であります。地元愛荘町と

いたしましては、高等養護学校の生徒が将来の自立に向けた作業実習を行い、その成果物をもとに、地域住民とふれあい交流を図っていくための実習施設について、旧愛知郡役所を活用し、おおむね1階部分を実習施設と実習を活かした町民とのふれあいの場となるよう、町において整備を行い、学校が使用する部分は県に使用許可を与えようとするものであります。

旧郡役所の整備方針は学校敷地内に存在します里道・水路は法定外公共物の町有地であり、これと愛知高等学校の県有地とを等積・等価交換し、交換後の町有地に旧愛知郡役所を曳き家の上、仮称ではありますが愛荘町ふれあい交流館として整備を進めようというものでございます。

現在、県において法定外公共物における境界、面積等の確定作業を行っていただいております。面積等が確定でき次第、官民境界確定協議書が町に提出されます。この確定協議書に基づき、境界立会を行い、境界や面積が確定した後、県と土地の交換手続きを進めることといたしているところであります。

次に、整備に必要な概算事業費とその財源でございますが、既に認可を得ております社会資本整備総合事業の国交付金を活用することとしております。既に国土交通省に提出いたしております事業費は、実施設計費を除きまして2億1,300万円でございます。この事業費には土地の買収費を含め計上いたしておりますが、土地買収は行わず、曳き家で対応いたしますので事業費は少し落ちるものと考えます。

次に、事業費に充当いたします財源の考え方を申し上げます。社会資本整備総合交付金は事業費2億1,300万円の40%で8,520万、残る事業費の95%を合併特例債の発行で1億2,140万円を充当し、残額の640万円を一般財源から充てることとなります。合併特例債は、後年度に70%が交付税措置されることとなります。

今まで3億円以上かかるというので大変住民の皆さんに、あの郡役所のためにそんな大きな町費を使うんかと言ったことがかなり吹聴されたところでもありますけれども、決して住民の皆さんの税金をそれにすべて充てるということではなしに、いろいろな国の施策の有効な方針を、それを活かして、そしてできるだけ税等の充当を下げ、こんなことをやっていきたいなというふうに思っているところであります。

旧愛知郡役所の曳き家を含めた実施経費は1,000万円を考えております。財源は合併特例債を充当し、平成26年度当初予算に計上したいと考えております。なお、この建物は、大正末期の近代建築物として過去の調査により文化財価値を有しているこ

とから、町指定文化財としての手続きを進めたいと考えております。文化財は県建築審査会の承認を得ますと建築基準法の適用除外となりますので、耐震工事等の改修費の軽減につながるものと考えているところであります。

次に、愛知川警部交番をJAに貸し付けることにより、有効活用ができるかと考えるが、町の考え方はどうかとのご質問をいただきました。平成23年12月町議会で旧愛知川警部交番の土地建物の買収についてご議論いただき、翌年1月10日に開会していただきました臨時会において、「JA東びわこに対する譲渡は認められない」との前提で、土地建物を買収することについて議決をいただいたところでございます。

このことを踏まえて、昨年度、建物を有効活用するため、職員による東近江警察署旧愛知川警部交番利活用検討委員会を設置し、検討を重ねて一定の活用方針はまとめてきました。改修方法や経費等が今のところ詰め切れず、現在有効活用には至っておりません。

JA東びわこからは遅れているJAの支店統合計画を進めるため、一定期間旧交番のこの借用を要望を聞いているところでございますが、これまでJAに計画実施の遅れについては町も責任を感じており、議員ご提案のとおり、期間を定めて貸し付けることにつきましては、議員各位のご理解がいただけるのであれば、愛荘町公有財産事務取扱規則に基づき、賃貸借期間や貸付部分、貸付条件等を明記した賃貸借契約を締結し、これを貸し付ければと考えているところであります。なお、貸し付けるとした場合、借主の負担で電気・水道・下水の引き込みおよび点検修理、部屋の改修等を行っていただくことを前提条件としたいと考えているところであります。

最後に、町長として次期へどうするのかといったご質問でございます。町長として次期への考えについて述べさせていただきます。平成18年3月に合併後の愛荘町初代の町長に就任させていただいて以来、早くも7年半が経ち、残すところ任期は来年3月4日まで、あと半年弱となりました。

浅学非才の身を顧みず、これまで従事させていただきましたのも、お支えいただいた町民の皆さまと、ご指導ご鞭撻いただきました議員各位、そして寝食を忘れそれぞれの持ち場で公務に精励いただいた職員の皆さまのおかげと感謝いたしております。合併した町は住民の皆さんの期待は大きく、新しいまちづくりに向かって課題は山のように満載でありました。合併の利点と効率を追求しながら、町民福祉、教育の向上と一体的なまちづくりに向かって全力で猪突猛進してきた感があります。一方でこの

間に、就任前には予想もしない不測の事態も続発し、皆さんに大変なご心配とご迷惑をおかけいたしました。

さて、次期町長へ思いであります。私は就任当時から、初心として2期8年を1つの目標に任期が全うできればと考えておりました。首長たるものは、組織の長として、その権能や影響力を考えますと、多選の弊害に対する批判もありますとおり、長年にわたって君臨するものではないと思っております。行政は住民がいて地域社会が存在する限り不滅であり、なかでも町村は最先端の基礎自治体として存続し続けるものであると思っております。

しかし、時の流れとともに人も変わり考え方も変わる、社会の構造や仕組みも激変する世にあって、社会や地域の課題は刻々と変化してきます。常に新しい感覚と行動力が要求され続けます。私は積み残っている諸課題を考えますと、とてもやり遂げたという思いにはなれませんが、それはいつの時代であっても行政は宿命的に未完成交響曲だと思っております。

私としましては、2期目就任の際にも、今期を限りとして目いっぱいベストをつくそうと腹に決めておりました。年齢も来年73歳、体力・気力・知力を考えましても、今が潮時、残された任期を精一杯果たさせていただければ本望と考えている次第であります。これまでのご指導、ご鞭撻に改め感謝申し上げ、所信の表明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（本田秀樹君） 13番、森 隆一君。

○13番（森 隆一君） 13番、森、再質問をさせていただきます。

ただいま答弁いただきました旧愛知郡役所の活用した愛知高等養護学校の実習室の整備については、国の社会資本交付金など、合併特例債を活用して整備を進めていただくことで理解はいたしました。そこで、今後の整備連絡など、今だいたいというか、大まかでけっこうですので、どのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

次にですけれども、こんなことがあったら困るんですが、もしか最悪、そのことがダメになった場合、社会資本整備交付金等が、別にしている事業は他にもあると思えますけれども、そういう事業等は今後どうなっていくのか。そして、あるいはそのことをもし1つでも2つでも断ったとしたならば、県とか国とかに対しての信用力というものがあると思いますが、そういうものはどのようになっていくのかということ、執行部の考え方の中で、想像できる範囲内で結構ですが、答えていただきたいとこう

思いますし、次にはもう1つは、あそこの愛知川の警部交番の件ですけれども、今JA東びわこさんは大変焦っていらっしゃいます。私のところにも何度かそのことに対して相談を受けたりもしました。

そういう中で去年の9月か8月の役員総会の中で「1年経ったら話を決めます」ということで、JAさん側は今みんな役員さんに約束した中で、今年9月に来てしまったわけ、そうすると幹部の人はその約束したことに對して守っていけない。いけないから、じゃあそれもどのようにするかというふうになりますと、郡役所のところに建てようというもう計画だと思えますけれども、そうすると、今の郡役所はじゃまになってくる部分がある、それは旧、我々としては愛知川の時代から残すための方策として年間36万円でお借りしていました。何とか残せる方法はないだろうかとやってきたところ、たまたま愛知高等学校の養護学校が、あの前の敷地ならば利用できればさせていただきたいと、今町が残すならばということでやってきました。

そういうようなので、ちょっとそれは余談になるかもわかりませんが、愛知川警部交番の跡地が、話がもしこれから先長引いたり、そのことが実現するために時間が必要ならば、私は警部交番の跡地を約束をしっかりとってお貸しして、そしてもうしばらく時期をもらって返答して、本当にできるという確信のもとに補助金をいただきながらやっていただければいいかなと思いますので、そのことに対して、町は再度お答えをさせていただきたいと、今、JA東びわこは大変困っていらっしゃいます。だから、そういうことも含めて、お答えをいただければと思います。以上、3点をよろしく頼みます。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） まず、スケジュール的なものでありますけれども、平成26年度、来年度であります、当初予算で曳き家を含めた整備にかかる実施設計費約1,000万円の計上を考えております。その成果物をもとに、平成27、28両年度2ヵ年でこの曳き家の工事を行いたいと、それで、社会資本整備総合交付金につきましては2億1,300万円を、平成26年6月に県を通じ、国土交通省に計画書を提出することといたしております。

今年度、土地の交換手続きに時間を要した場合、この曳き家基本調査業務の執行が難しくなり、仮に執行ができない場合は、次年度にお願いいたします実施設計費の中で合わせて行うことといたします。この社会資本整備交付金、期間がきまっているわ

けであります、繰越交付が認められるかどうか、その辺りはよくわかりませんが、その期限内で何とか格好をつけたいと、そうしませんと2億1,300万円のこの事業ができないとなって、単費でやるということになると、これは丸々、合併特例債はいけるかわかりませんが、やっぱり社会資本整備、これは言わば補助金と同じものでありますので、こういったものを活用すれば、この長い間の合併以前からの懸案事項と併せて、地域の活性化につなげる、そしてまた新しい、出てきた高等養護学校の生徒たちの将来にも有効な施設が合わせてできる、地域住民との交流の場もここにいる、何と言っても知名度が非常に高い旧郡役所については観光資源としても価値も高い、そういったことから、これは何としても残しながら活用していきたいというのが終始一貫、私が町長に就任させていただいてからの熱い思いであります。何とか皆さん方のご理解を賜りたいというように思っております。

併せて、この交番の活用についても、この当面の間、整備ができる間、JAにも本当に長い間迷惑をかけてきました。この問題で統合が遅れてきた、最後のところあります。そういったことも含めて、JAからの借用の申し出については、皆さん方のご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。どうかよろしく願いを申し上げます。

細部のことにつきまして、副町長からもう少し補足をさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

○副町長（宇野一雄君） それでは、社会資本総合整備事業、この事業ができなかった場合、他の事業はどうなるのかといった質問であったと思うのですが、実は当該事業につきましては、社会資本総合整備事業のうちの土地再生整備事業に位置付けておりまして、これが1つの核事業となっております。したがって、これは国土交通省に何も聞いたことでも何でもありませんが、もしこの事業ができないということになりましたら、今現在やっております市の交差点事業とか、あるいは中山道の街灯事業、あるいは街道交流館事業等々がすべてつぶれる恐れがあります。したがって、この事業は何とか完成させていただきたいというように考えております。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 私語はやめてください。質問ならば手を挙げて、森議員ありますか。13番、森 隆一君。立って、もう一度お願いできますか。森議員。

○13番（森 隆一君） 13番、森。県とか国のそのことにおける信用力はどうか

なっていくか、お尋ねします。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

○副町長（宇野一雄君） はい、当然、これは県を通じて国へ事業申請をいたしておりまして、これの認可をいただいておりますので、もしこれをやめるとなった場合、信用はちょっと逸するかなというようには思います。以上です。

○議長（本田秀樹君） これで一般質問を終わります。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

再開は明日9月10日、9時から本会議を開催いたします。本日はこれで延会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

延会 午後4時03分